

常総市地域コミュニティ 基本指針



令和4年4月
常総市



策定にあたって

近年、少子高齢化・核家族化など社会情勢の変化や人々の価値観・生活様式の多様化に伴い、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市においても、世帯構成の変化や地域活動への参加率の低下などにもない、地域における連帯感が希薄化している傾向にある中、地域では防災、福祉、環境、子育てなどの様々な場面で複雑化・多様化した課題が生まれているため、基本的な地域コミュニティである自治会や各団体をはじめ、行政サービスや施策のみでこれら地域の課題すべてに対応することは困難になりつつあります。

このため、将来にわたり持続可能な安心・安全で心豊かに暮らせる地域社会をめざすためには、地域住民が一体となり、自らの協議や行動を活かし、行政と手を取り合い地域の課題解決に取り組むことが必要です。

今回策定した『常総市地域コミュニティ基本指針』は、地域コミュニティの方向性を示すとともに各地域コミュニティの構築・活性化への目標を立て取り組むことについての基本的な考えをまとめたものです。また、今後の地域の一体化・活性化を推進するために、特に重要となる自治会、地域コミュニティ協議会、地域の団体、行政支援に関することを5項目の推進体系として掲げております。

最後に、本指針の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました市民の皆さまをはじめ、ご審議いただきました常総市市民協働のまちづくり推進委員会委員の皆さまに感謝申し上げますとともに、今後の地域コミュニティの推進に向けて一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

令和4年4月

常総市長
神尾岳司



目 次

1	策定にあたっての趣旨	1
2	本市の現況	2
	（1）人口，世帯数，年齢別人口，高齢化率等の推移	2
	（2）本市の状況	4
	（3）自治会	5
	（4）各種団体（社会福祉協議会，市民活動団体）	7
3	策定の必要性	8
4	基本的な考え方	9
5	5項目の推進体系	11
	（1）『地域コミュニティ協議会（仮称）』の設立	11
	（2）自治会の活性化	20
	（3）『地域コミュニティ協議会』と自治会の連携	22
	（4）『地域コミュニティ協議会』と各種団体の連携	24
	（5）庁内体制の確立	24
6	まとめ『地域コミュニティ協議会』設立～今後	26
	（1）『地域コミュニティ協議会』設立までの流れ	26
	（2）『地域コミュニティ協議会』設立後の取り組み	27
	（3）総合的な事業の推進	27
資料編		28
	1. 策定体制	29
	2. 策定の経緯	35
	3. 諮問書・答申書	45





1 策定にあたっての趣旨

少子高齢化・核家族化・コロナ禍など社会情勢の変化や人々の価値観の多様化とともに、ニート・ひきこもり・高齢者の行方不明・幼児虐待・無縁社会（※１）などの社会における諸問題も深刻化しています。また、日頃から各種災害時に有効な防災体制を構築する意味でも、人と人とのつながりを大切にしたコミュニティ、その中でも特に日々生活する場である地域におけるコミュニティの役割の再構築が求められています。

真に豊かで持続可能な地域コミュニティを目指すためには、地域の住民・団体が一体となり自らの活動を活かし、行政とともに地域づくりに取り組むことが必要であり、つまりは本市全体のまちづくりの推進につながります。

（※１）：単身世帯が増えて、人と人との関係が希薄になりつつある現代社会の一面

この指針は、本市が市民協働の推進と住民自治の確立という観点に立って、地域コミュニティ推進を活性化していくうえでの基本的な方向性を示すとともに、「地域コミュニティ組織」設立への目標を立て取り組む基本的な考え方をまとめたものです。

◆位置づけ◆

【じょうそう未来創生プラン 基本構想】

（平成 30 年度から令和 9 年度の 10 年間）

基本構想 第 4 章 まちづくりの主要課題

◇地域課題を解決するコミュニティの育成

【じょうそう未来創生プラン 前期基本計画】

（平成 30 年度から令和 4 年度の 5 年間）

基本計画 第 1 章 市民参画の推進

◇コミュニティ活動組織の育成と活動の活発化

近年の環境変化に対応した本市全体の方向性を示す計画として策定するもの

【常総市まち・ひと・しごと創生総合戦略 第 2 期】

（令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間）

横断的な目標 1 多様な人材の活躍を推進する

具体的施策 5-2 地域コミュニティの維持強化及び多文化共生の推進

【じょうそう未来創生プラン】に掲げる施策のうち、特に人口減少対策や地方創生に関連する施策を絞り込み、本市の実情に応じた今後の「目標」「施策の基本的な方向」、「具体的な施策」を定めるもの



2 本市の現況

(1) 人口、世帯数、年齢別人口、高齢化率等の推移

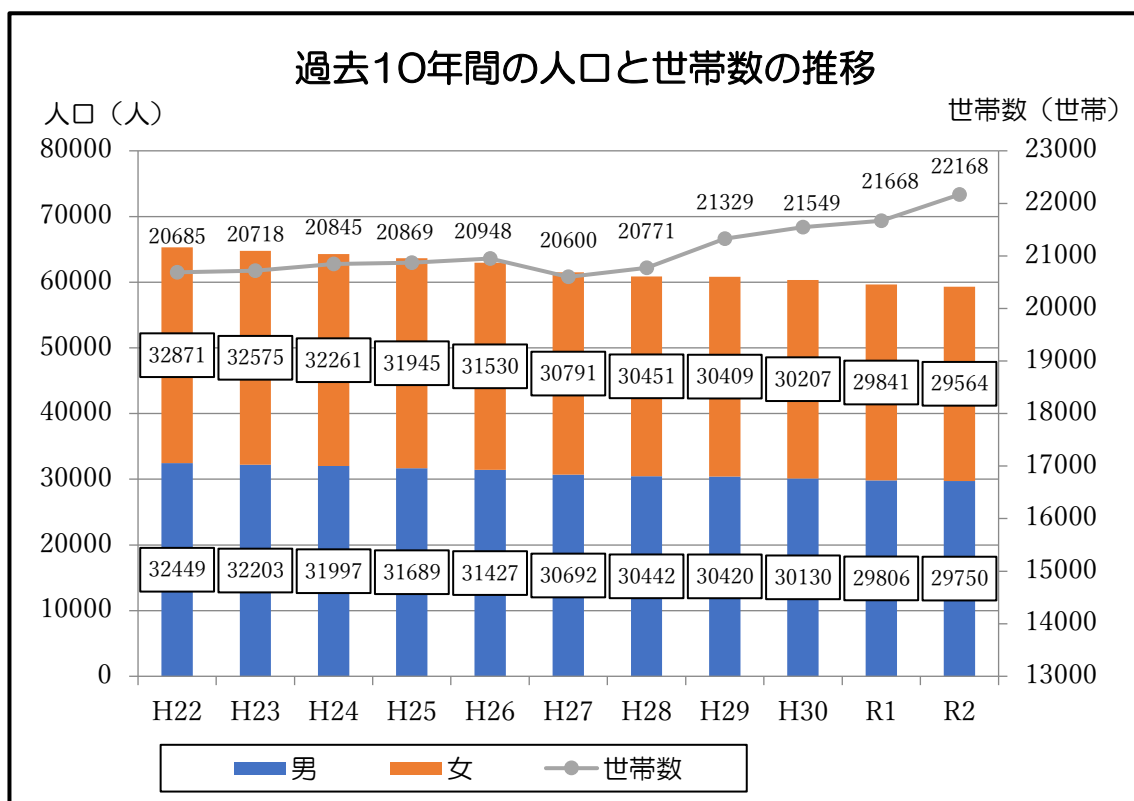
○人口の推移

市の常住人口については、平成22年度は6万5,320人でしたが、令和2年度は5万9,314人となり、**6,000人以上が減少**しています。

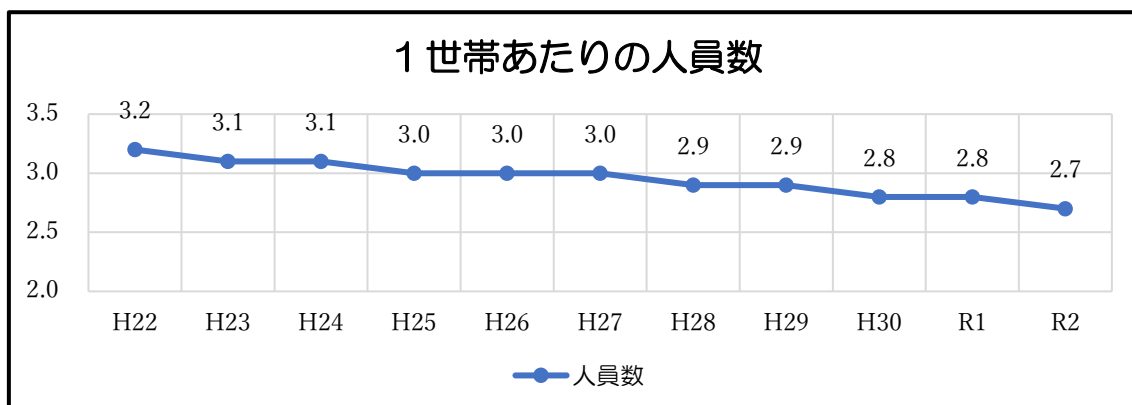
また、**本市の外国人については**、令和2年度は42カ国の外国人が5,484人在住しており、**人口割合の9.2%**を占めています。

○世帯数の推移

世帯数については、平成22年度の2万685世帯から令和2年度には2万2,168世帯となり、約1,500世帯が増加しています。また、1世帯あたりの人数については、平成22年度の3.2人から令和2年度には0.5人減少し、2.7人となり、**単身・核家族世帯の増加**傾向を表しています。



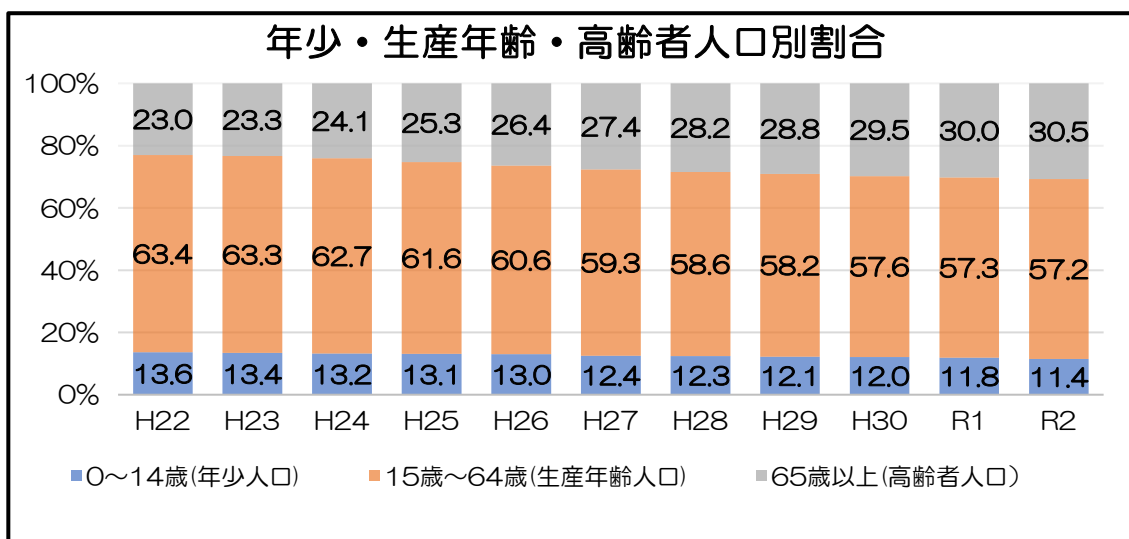
資料：常総市統計書より



資料：常総市統計書より

○年齢別・高齢者の人口割合

高齢者人口については、平成22年度は23%でしたが、令和2年度は30.5%に増加しています。また、生産年齢人口については、平成22年度は63.4%でしたが、令和2年度は57.2%に減少しています。まちの社会活動を担う人口が減少し、高齢者が増加し、**超高齢社会に移行しつつある**ことを表しています。



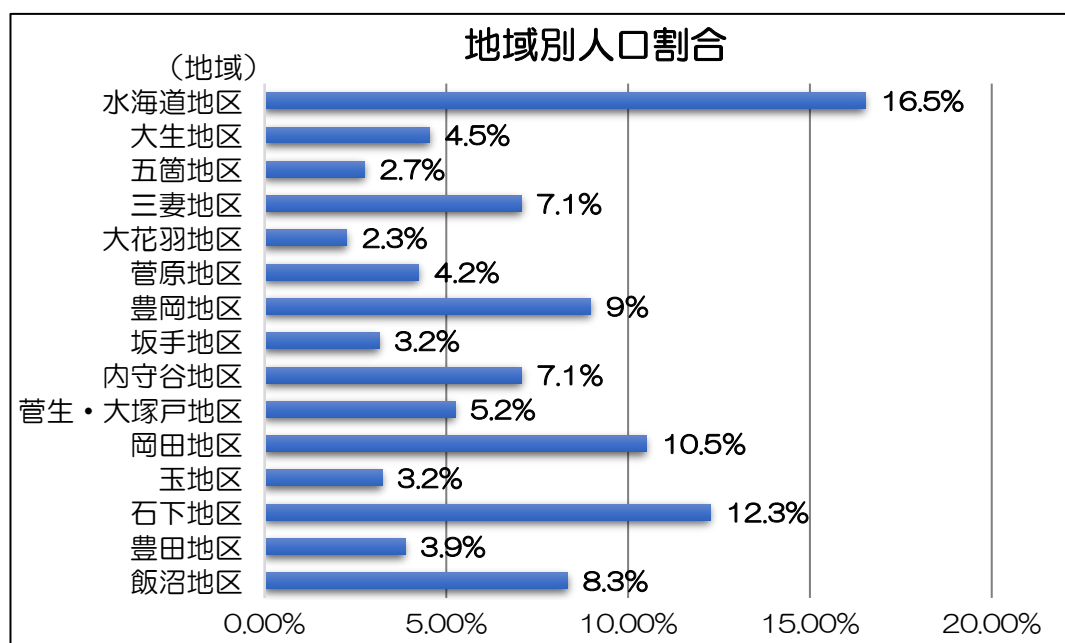
資料：常総市統計書より



(2) 本市の状況

○地域の人口割合

本市は、地域ごとに人口規模、人口年齢、地域課題は大きく異なっています。水海道中心市街地の地域では、1万人を超えており、石下中心市街地の地域では7,000人を超えています。また、近年、土地区画整理事業により整備された内守谷町きぬの里の地域では、絹西小学校区域の一部である小規模のエリアにもかかわらず3,000人を超えており若い世代が多い地域です。一方で、他の地域では1,400人から6,500人と地域によって人口の差が大きく異なり、住んでいる年齢層の割合も異なっています。



資料：常総市住基人口調査より

○地域の各種団体について

本市における市民活動団体については、地域組織による地域（エリア）型と NPO やボランティア組織などによる目的（テーマ）型から形成されています。

前者の市民活動団体は「隣近所の助け合い」とも言われるように、長い歴史をもったものであり、社会生活において大きな役割を担ってきたものです。一方で、後者は、市民協働の担い手として近年注目されつつありますが、まだまだ歴史も浅く、試行錯誤しながらの成長過程にあります。

このような市民活動団体の最小単位は、“自治区組織”、いわゆる「自治会」であり、その代表者である区長を中心とした組織が、それぞれ地域社会を形成しています。



(3) 自治会

① 役割

○一般的な役割

自治会は、住民自治や住民間の親睦・相互扶助などを目的に活動しており、歴史も長く、地域活動の包括的・中心的な役割を果たしています。また、地域のコミュニケーションの推進と明るく住みよいまちづくりを目指して活動しており、一般的には次のような役割を担っています。

【役割の具体例】

※地域によっては、役割が異なる場合もあります。

- 住民相互の連絡、レクリエーション行事、慶弔などの親睦機能
- 街路灯、防災・防犯などの安全・安心機能
- ごみ集積所の管理、地域清掃などの環境整備機能
- 行政及び外郭団体情報の伝達・調整、募金活動などの行政連携機能
- 地域内の調整、行政への陳情・要望などの地域調整機能

○協働・連携

自治会同士の親睦や共同で課題解決することを目的とした地区連合自治会組織があります。また、市内全自治会により組織されている常総市自治区長連絡協議会が、行政とともに、自治会に関する共通の課題の解決に向けて協議を行っています。

② 現状と課題

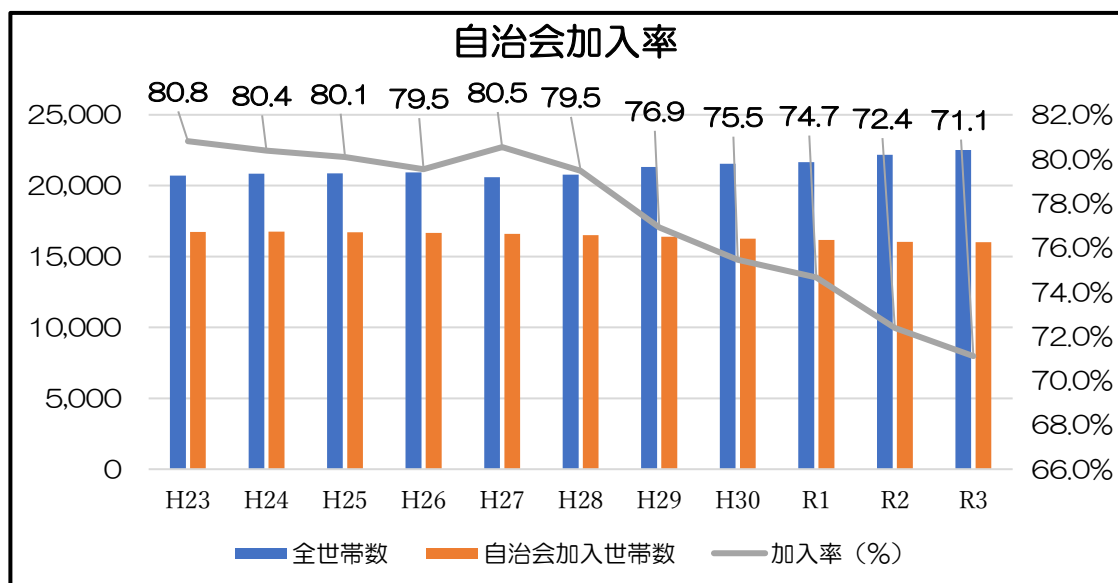
○現状

ア. 自治会加入率の減少

本市の自治会加入率については、平成23年度は80.8%でしたが、令和3年度は71.1%に減少しています。その要因として、**高齢化による活動への参加意欲の減少、自治会活動の形骸化、役員への負担感、活動する時間がとれない、自治会への無関心層の増加**などがあげられます。

イ. 活発に活動している自治会

活発に活動を行っている自治会では、地域の課題解決に取り組み、住みやすい環境が整い、地域の安全・安心が高まっています。また、自治会の活動に参加することで、地域の人たちとのふれあいが生まれ、交流が深まり、楽しみを共有する事例が見られます。さらに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自発的に自主防災組織を結成し、災害等による被害を軽減するための防災訓練などを実施する自治会も見られます。



資料：市民と共に考える課調査より

○課題

高齢化の進展により、介護や見回りを必要とする世帯が増加していますが、一方で、人との関わりをあまり好まない人・世帯がいるように、**自治会だけでは対応が難しい複雑な課題**も生じてきています。

ア．組織体制

少子・高齢化社会の到来や、核家族化の進展など社会環境の変化に伴い、**多くの自治会において役員層が高齢化し、担い手不足が課題**となっています。このことにより広報紙・回覧物の配布、ごみ集積所の管理、通学路の交通安全指導、自治区内清掃などの組織の中核をなす班の活動にも支障をきたす事態となっており、組織の維持自体もままならない自治会も生じつつあります。

イ．情報の共有

地域内の情報共有化の問題として、地域の活動案内は自治会を通じて行われるため、自治会未加入者には自治会内の回覧物が届かず、防災事業にも参加しない傾向があります。災害時には近隣の連帯感が重要であり、住民同士の安心感にもつながるため、防災活動を活性化していくうえでも**自治会への加入を促進する必要があります**。

ウ．外国人との関係

42カ国の多国籍にわたる外国人住民との関係においては、日本人との言語・文化などの多様性を認め、様々な場面で見受けられる生活習慣などの違いを理解・尊重する必要があります。



エ. 行政の体制

担当部署が各々で自治会へ対応しており、情報の共有・連携が保たれない場合もあるため、**行政窓口の一元化や担当部署の連携体制の構築**を検討する必要があります。

「まちづくりに関する市民アンケート」回答結果より

自治会加入及び未加入の理由が次のとおり明らかになっています。

加入している理由

「自治会に加入することは必要だから」、「回覧物などで、生活に必要な情報・物資が得られるから」という積極的な意見が主な理由となっています。

未加入の理由

「自治会活動をする時間がとれないから」という時間的要因と、「自治会に加入するきっかけがない」という勧誘を行えば加入すると考えられる前向きな要因が主な理由となっています。

(4) 各種団体（社会福祉協議会，市民活動団体）

① 役割

市内には、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした民間組織である社会福祉協議会をはじめ、青少年育成市民会議、民生委員児童委員協議会、子ども会育成会、地域女性団体連絡会、PTA、シルバークラブ、消防団などの市民活動団体があり、それぞれ目的をもって活動しています。

これらの各種団体は、**年代別、目的別に市民生活に関わる多種多様な活動を行い、市内の各地域で活発な取り組みを展開**しています。未来を担う子どもたちが「この地域に住んでいて良かった」と言える場づくりをめざす活動が見られます。

② 現状と課題

○現状

各種団体の活動は活動内容、活動頻度についても地域ごとに違いが生じ、必ずしも地域のニーズに即したものになっていない場合があります。**各団体間のコミュニケーションを密にして、庁内の各担当部署も連携を図ることで、行事の効率化、規模の拡大に期待**ができます。



○課題

自治会活動と同様に、各種団体についても**活動への参加が固定化**しているという課題が見られます。**役員の高齢化**、**長期在任の課題は深刻化**しており、「**役員のなり手がない**」という声も出てきています。時代のニーズに合わせて、柔軟に活動内容を見直しながら、できるだけ多くの人に運営に携わってもらうことが必要です。

「まちづくりに関する市民アンケート」回答結果より

どのような地域活動に参加したいと思う意見については、「特に参加したいと思わない」という意見が1/3以上となっており、今後、地域活動における参加者の減少が想定され、地域活動の存続が危惧されます。

地域活動に参加したいと思う主な理由

「地域に貢献したい」「相互扶助活動である」という地域貢献・共助につながる意見と「地震・風水害に備える必要があるから」という防災対策につながる意見があります。

地域活動に参加したいと思わない主な理由

「時間的に余裕がない」という時間的要因の意見がありますが、一方で、地域活動の内容・方法等によっては参加する可能性がある「興味・関心のあがる活動がない」「活動に参加する必要性を感じられない」という活動内容に関する意見、「参加するきっかけがない」「どんな活動があるか分からない」という周知・勧誘につながる意見もあります。

3 策定の必要性

防犯・防災、環境、高齢化、子育て、教育、福祉などに関する地域が抱える問題を解決するためには、**地域の基底的組織である“自治会”の活性化**を図るとともに、より**広域での地域コミュニティの構築**が急務であると考えます。

本市では、令和元年度から令和2年度の2年間において各自治区長、民生委員児童委員へ訪問し意見交換を行うとともに、各自治区長及び市民の皆様にアンケートを実施し、地域の現状を把握するとともに地域に対する考え方などの意見を伺いました。

そこで、現状を踏まえ、将来の地域のあるべき姿を明らかにし、市民、各種団体、企業、NPO、行政など様々な主体が**共通の目標に向かって進むことができる**、**市の方針として地域づくりの共有の指針となる「常総市地域コミュニティ基本指針」**を策定するものです。



4 基本的な考え方

この基本指針は、地域に住む**住民自らが地域の課題には意識を持って議論し解決・行動**するという自治意識のもと、現在の地域における**各種団体の活動を基本**としつつ、それら各種団体が一定地域の中で、**組織の再編を行い、団結・連携して、より良い地域コミュニティの構築を目指す**ものです。

○住民がまちづくりの主役

住民は、まちづくりの主役であり、住民が各々の個性と能力を発揮して、地域活動に参加・参画するとともに、お互いに協力しながら活動することも重要です。

○対話の場づくり

住民、各種団体が横の連携を広げて関係性を深め、地域が抱えている課題について互いに把握し、協議しながら解決していくことで、住民のニーズを捉えた住みよいまちの実現につながります。それゆえ、住民や各種団体が集まって情報交換を行い、地域における**課題や諸問題について話し合う場**が必要となります。

○地域コミュニティの将来像

本市における地域コミュニティの将来像は、住民一人ひとりが積極的にまちづくりに携わり、相互扶助の意識を持って地域の課題解決に取り組む、“**自分たちの手によるまちづくり**”を基本としています。

○行政の取り組み

行政は、公正公平の観点に立つとともに、市民第一主義のもと、まちづくりの対等なパートナーとしての自主的な地域コミュニティの形成を積極的に支援します。その方策として、新しい地域コミュニティ組織の設立段階から地域のリーダー発掘・育成などの支援を行います。

さらに、行政窓口の一元化を目指し、各担当部署との連携強化と情報の共有のもと、**地域と一体感を持ったまちづくり**に取り組みます。

○地域と行政の役割分担

「①地域が中心となって行うもの」、「②地域と行政が協働して行うもの」、「③行政が中心となって行うもの」に地域と行政の役割を区分して整理することが必要になります。

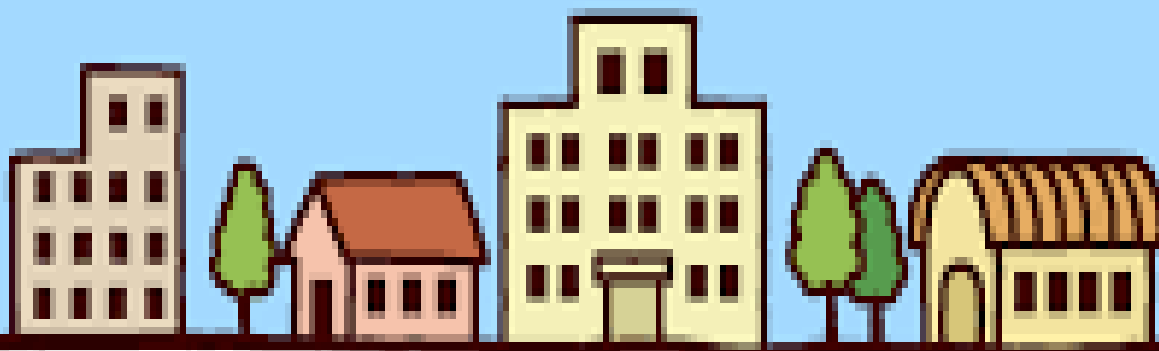
この指針では、以上の考え方に基づき、次の「**5 項目の推進体系**」を掲げて地域コミュニティの活性を推進します。



地域活性のための 5項目の推進体系



- (1) 『地域コミュニティ協議会(仮称)』の設立
- (2) 「自治会」の活性化
- (3) 『地域コミュニティ協議会』と「自治会」の連携
- (4) 『地域コミュニティ協議会』と「各種団体等」の連携
- (5) 庁内体制の確立





5 5項目の推進体系

推進
1つ目



(1) 『地域コミュニティ協議会（仮称）』の設立

① 設立の目的

少子高齢化や人口減少時代の到来、加えて介護や子育て、環境、防犯・防災など様々な地域課題が増加している状況にあります。

このような課題の中には、一つの自治会又は単独の各種団体では対応が難しい課題も増加しており、『地域コミュニティ協議会（仮称）』という**地域の様々な活動団体が集まった、広域での活力ある地域コミュニティを形成し**、お互いに協力しながら取り組む必要があります。

そして、住民自らの自治力を高めながら、**住民が主体となって課題解決に向けて話し合う場づくりや、地域のことは地域で主体的に取り組む安全・安心な地域づくり**を目的とします。

② 名称・区域・拠点

各地域の状況・各種団体の活動エリアなどを踏まえ、次のような考え方を基本とします。

名称：「〇〇地域コミュニティ協議会（仮称）」（以下『地域コミュニティ協議会』とします。

区域：地区公民館・文化センター区の単位（15地域）を基本とします。

拠点：既存の公共施設の活用を前提とし、原則として「地区公民館・文化センター」を利用します。最終的には、地域情報の発信の拠点となり、さらには地域住民自らが積極的に活用していく施設となり得るものであると考えます。

③ 構成団体等

『地域コミュニティ協議会』の**構成団体は、その地域の実情に合わせて地域自らが組織**することとします。例としては、自治会を中核としながら、民間組織である社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員協議会、子ども会育成会、地域女性団体連絡会、PTA、シルバークラブ、消防団など**地域内で活動する各種団体から構成**するものです。

また、地域外であっても**学生やNPO、ボランティア組織、企業などとの連携も重要**です。

【現在の地区公民館・文化センター区域内における自治会の規模】

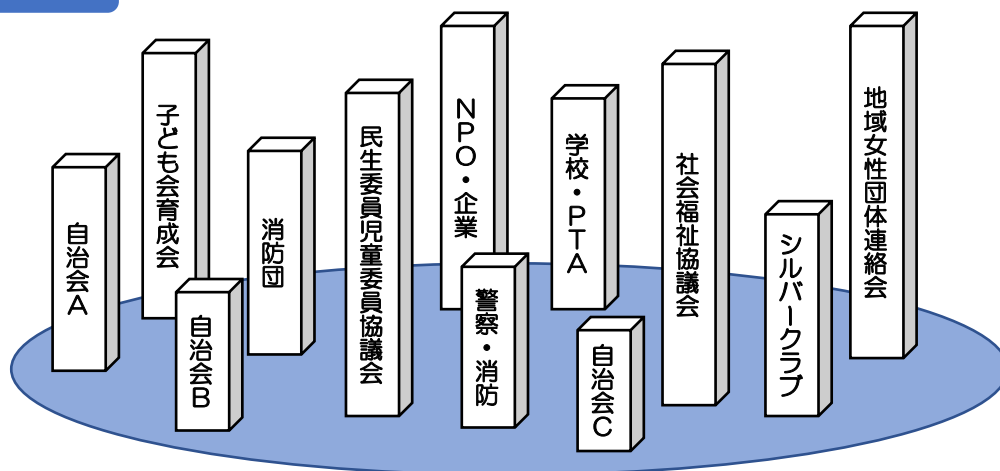
（令和3年1月1日現在）

○大きいところ：自治会数＝39地区	自治会加入世帯数＝3,045世帯
○小さいところ：自治会数＝5地区	自治会加入世帯数＝389世帯

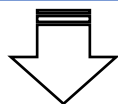


『地域コミュニティ協議会』の1地域のイメージ図（地区公民館・文化センター区域）

現在

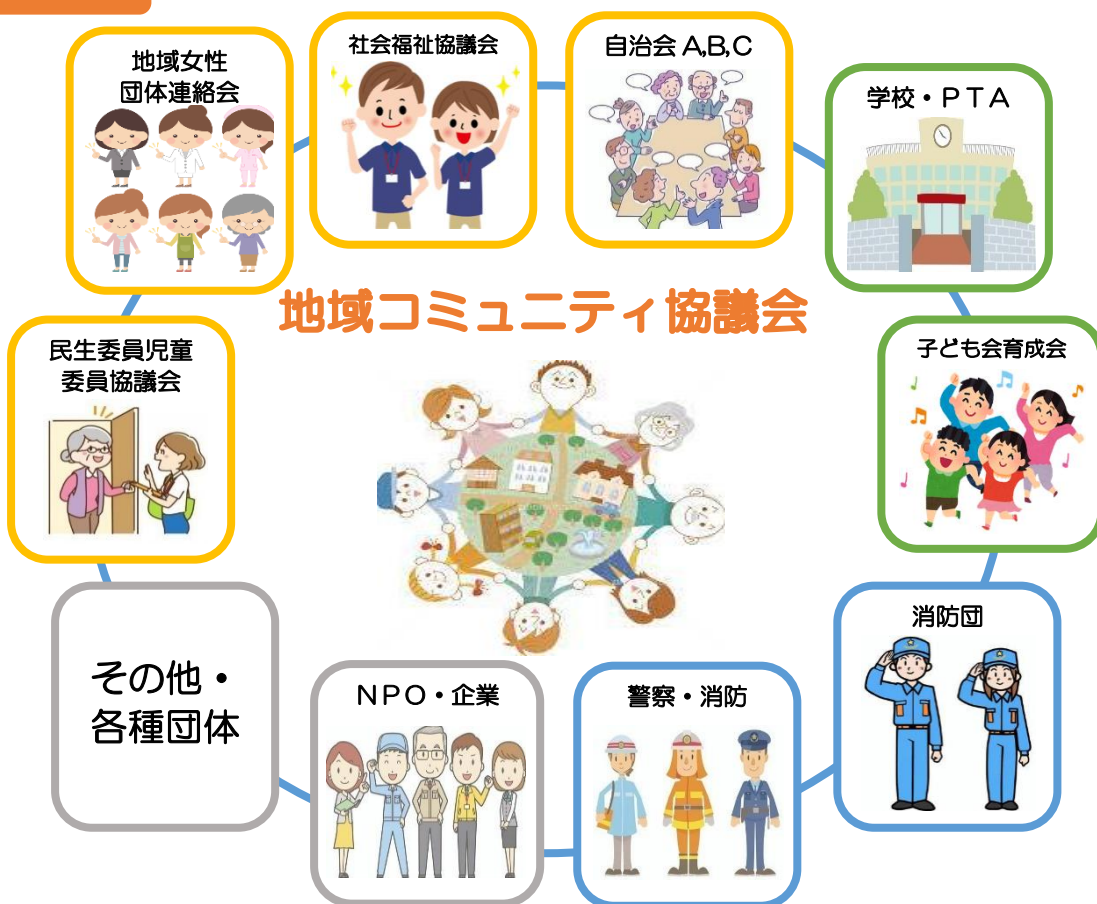


地域内で多くの団体が個別に活躍している（縦割り感が強い）



個別⇒連携

これから



現在の活動を生かした、横の連携による地域一体的な活動を推進する



④ 役員・組織・会議

役員・組織・部会等の構成及び会議等の運営については、**各地域の実情や特色を考慮し、地域の任意により形成されるものです**。基本的には円滑な運営を図るうえで、次のような体制が望めます。

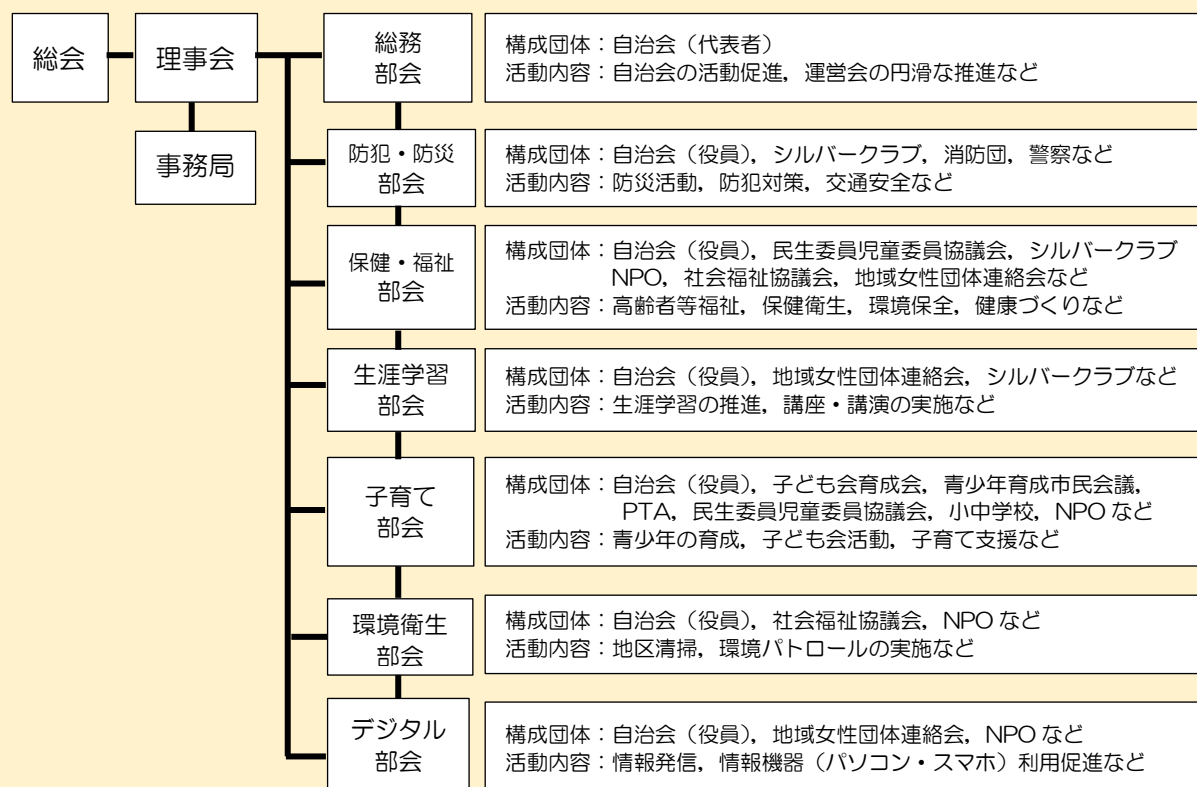
役員：会長、副会長、監査等の役員を配置します。

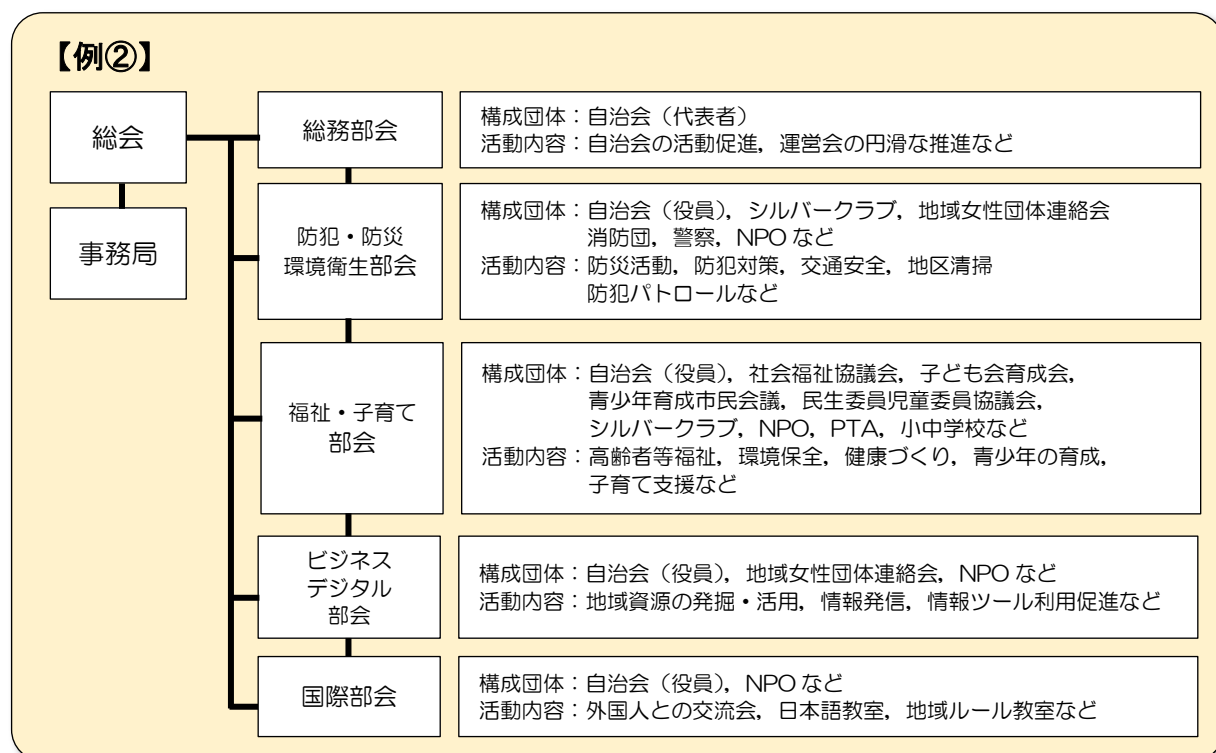
組織：『地域コミュニティ協議会』の円滑な運営を図るため、各種事務を処理し行政との窓口となる「事務局」を設置するとともに、地域活動の実働組織としての「部会」制を導入し、様々な活動を行います。（次の体制図を参照。※部会構成や構成する団体などは地域の任意であり、各地域の実情や特色を考慮したものが望めます。）

会議：『地域コミュニティ協議会』の運営に当たっては、「総会」を最高の議決機関と位置付け、年1回開催するものとし、部会ではそれぞれ「部会会議」を開催し、実際の活動について協議します。また、地域の状況により必要な場合には、役員及び部会代表者からなる執行機関としての「理事会」を設けて随時開催します。

『地域コミュニティ協議会』の体制（運営形態）の例

【例①】





⑤ 設立の方策

○各種団体の状況

現在、地域では、地区自治区長連絡協議会をはじめ、社会福祉協議会、青少年健全育成市民会議、子ども会育成会、民生委員児童委員協議会、地域女性団体連絡会、消防団などの各種団体がそれぞれ活動を展開しています。

○考え方

各種団体の目的や活動を損ねることなく、継続・発展させるため、『地域コミュニティ協議会』を設立するに当たっては、関係機関及び地元との協議を十分重ねながら、地区自治区長連絡協議会や社会福祉協議会などの既存の各種団体と統合する形で設立を図るものとします。

○目指すところ

最終的には、各種団体の分かりやすい組織化と地域住民の負担の軽減を目指します。

⑥ 事務局の設置

○役割

『地域コミュニティ協議会』では、庶務及び会計事務を処理する事務局を設置する予定であり、『地域コミュニティ協議会』における運営の要の役割を果たしていくことになります。



○事務局長

事務局長は、地域のリーダー的な人材の発掘と育成を図るため、地域から選任することとし、行政や地区公民館・文化センターとの良好な連携関係を保持しつつ、『地域コミュニティ協議会』活動の推進役を担います。

○行政の支援

事務局長の人材発掘・育成には時間を要することが想定されるため、『地域コミュニティ協議会』の設立準備の段階から当分の間は、行政の積極的な支援を行います。

⑦ 特色づくり

○設立当初の活動

『地域コミュニティ協議会』の活動については、設立当初は各団体と連携したり、各団体の活動を引き継いだりしながら、**各団体同士の親睦・信頼・理解を深め一体感を高めるために、公民館まつりや地域一斉清掃などの従前の活動を展開**することにします。

また、**住民・各種団体が集まり地域の課題などの話し合いの場**を設けます。

○将来の活動

『地域コミュニティ協議会』の運営が軌道に乗り次第、地域の特色を生かしながら**地域一体となった新たな取り組みを推進するほか、地域づくりに向けて新たな課題にも取り組み**ます。

ア. 目的（テーマ）型活動団体の参画

地域課題の改善・解決を図るという本来の目的を達成するためには、地域型の団体に加え、いわゆる目的（テーマ）型の団体の参加も促進します。NPOやボランティア組織といった、ある目的（テーマ）についての課題やニーズに関心を持った人たちが集まる目的（テーマ）型の活動団体は近年活発化しています。この目的（テーマ）型活動団体の活動が地域の課題を解決できる場合もあり、その活動に参加・参画する住民が増えれば、地域活動の活性化につながり、より強固な『地域コミュニティ協議会』が形成されるのではないかと考えます。



イ. 多様な人材の参画

人材の面で言うと、『地域コミュニティ協議会』の活性化には、世代間の積極的な交流を促進し、特に子どもたちの地域活動への参加・参画が求められています。加えて地域のリーダー及び中核を担うメンバーの存在としては、「地域を良くしたい」という情熱と信念を持ち、地域住民の様々な意見を引き出し、地域課題を自らの課題として認識し、**地域全体の視点から今後目指すべき姿を描くような人員が重要**ではないかと考えます。

そのためには、**地域の人や資源の状況を詳しく知るための「地元学び」**や、**どのような人が地域で活動しているかを把握するための「人材点検活動」**が必要です。このように、地域の人材と資源を掘り起こし、より多くの住民が『地域コミュニティ協議会』へ入り活動できる、きっかけづくりを積極的に行う必要があります。

⑧ パートナーとしての行政支援

○人的支援

地域と行政の橋渡し・調整役としての人的支援を行うとともに、事務局をはじめとする『地域コミュニティ協議会』と緊密な連携を図りながら、『**地域コミュニティ協議会**』の**設立準備から設立・運用までの組織づくりを支援**します。併せて、人材発掘・育成支援の方策を探ります。

○財政的支援

組織立ち上げに係る準備経費、初期活動支援のための補助金の新設を検討するほか、地域づくりへの新たな事業に対する補助金の交付を検討します。また、将来的には、既存の補助金を統合しての包括補助金化を検討します。

○活動拠点支援

地区公民館・文化センターなどの地域に設置している公共施設を、『地域コミュニティ協議会』の活動拠点として位置付けます。

○活動支援・広報周知

地域の理解を求めていくため、『地域コミュニティ協議会』向けの設立マニュアルと運用マニュアルを作成します。

また、市ホームページや広報紙、SNS などを通じて『地域コミュニティ協議会』の活動を宣伝します。



⑨ 設立・運営による地域の活性

『地域コミュニティ協議会』を設立し、運営していくうえで次のような地域の活性化が考えられます。

◆地域の実情にあった組織体制の整備

地域の防災組織体制や高齢者支援をはじめ、現在の地域に必要な組織体制の整備の推進が図られます。

例１）防災組織体制の整備（防災部会）

困りごと

災害時における次のことが把握できていない

- ・避難経路
- ・危険箇所
- ・連絡網
- ・高齢者等世帯
- ・避難所の運営 等

各種団体が連携・話し合い

自治会 A,B,C



消防団



警察・消防



NPO・企業



防災組織設立

各種団体連携による課題解決のための組織の設立・運営



例２）高齢者などの支援体制の整備（福祉部会）

困りごと

高齢者に対する次のことが支援・把握できていない

- ・災害時の対応
- ・交通弱者
- ・独居老人世帯
- ・連絡体制
- ・娯楽場所 等

各種団体が連携・話し合い

自治会 A,B,C



社会福祉協議会



民生委員児童委員協議会



地域女性団体連絡会



支援体制整備

各種団体連携による多角的な視点からの支援体制の構築



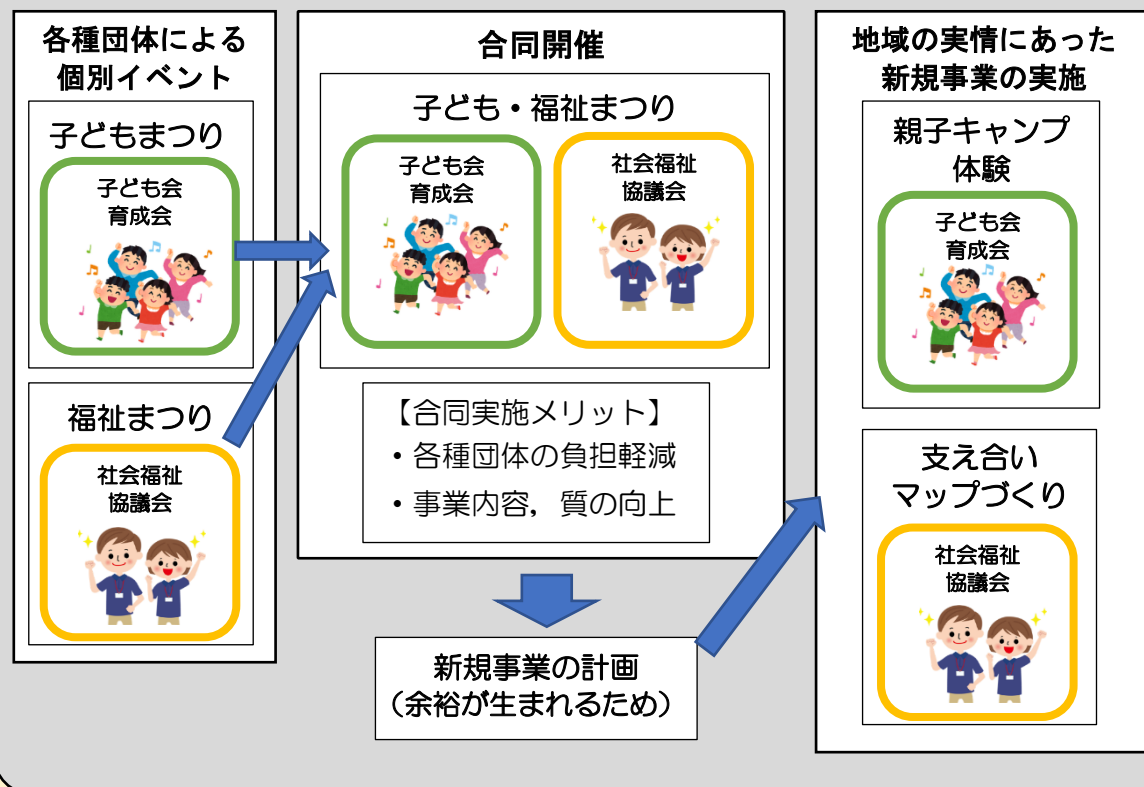
地域を支える体制構築



◆各種団体の見える化・効率化・負担軽減・事業拡充

- ・各種団体同士の活動内容が把握できるようになります。
- ・各種団体の役割分担が進み、効率的な活動が展開できます。
- ・各種団体同士の類似事業を合同で実施することにより集約が図られ、特定の関係者の負担軽減につながると同時に、事業内容の拡大・質の向上につながります。
- ・効率的に事業を実施することで、新規事業実施への余裕が生まれ、更なる専門分野に特化した地域住民の満足度向上につながる事業の実施に期待ができます。

各種団体の連携による効率化等のイメージ



地域住民満足度向上



◆地域一体となった地域独自の活動の実施

- ・地域の資源を生かしたコミュニティビジネス（特産品の販売、土地の有効活用）などを実施することにより、地域の活性化・資金の潤滑につながります。

地域の資源を活かした活動の例

拠点を活かした市場などによる販売
公民館などで地域の野菜や手作りケーキなどの販売

- ・いきがづくり
- ・趣味発見
- ・コミュニケーションの場づくり



農産物などを使用した特産品の生産
地域で採れる山菜、農産品などを使用して特産品を生産・販売

- ・いきがづくり
- ・趣味発見
- ・資源の活用
- ・資金調達



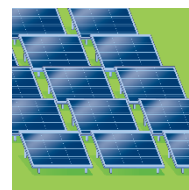
空き屋の活用
地域の集会施設、地域ビジネス用の店舗（カフェ、工場など）への活用

- ・いきがづくり
- ・環境維持
- ・資源の活用
- ・コミュニケーションの場づくり



土地の活用
地域名義の土地を使用したソーラパネルなどの設置、又は企業などへの土地の賃貸

- ・資源の活用
- ・資金調達



地域の活性化，資源活用



推進
2つ目

(2) 自治会の活性化



『地域コミュニティ協議会』の構成において、社会福祉協議会、青少年育成市民会議、子ども会育成会、民生委員児童委員協議会、地域女性団体連絡会、消防団などの各種団体が存在しますが、その中でも多くの地域住民参加のもとに運営され、身近なことから大きなまちづくりまで関わっているという意味からも、**重要な位置を占めるものは「自治会」であり、活力ある地域コミュニティを形成する上で必要不可欠な組織**です。

① 組織づくり～より良い自治会づくりの提案～

○適正規模の自治会づくり

自治会が多く地域住民の参加のもと、円滑かつ適切に運営されていくためには、大き過ぎずかつ小さ過ぎない規模、即ち運営しやすい適正規模が求められます。また、自治会での、住民が日々の生活を送る最小単位である隣近所的な“班”の組織が「お互いさま」という連帯意識を醸成する機能として期待されます。そのためには、人口・世帯規模や年齢構成など自治会の状況に差異はあるものの、**お互いの顔が見える班構成（例：1班7～15世帯）を考える必要があります。**

さらに、地域住民の皆さんの参加と、負担の軽減も考慮し、班内世帯数が5世帯を下回れば、班合併も検討する必要があります。

【自治会総数】（令和3年1月1日現在）

自治会総数＝217地区

【現在の自治会組織の規模】（令和3年1月1日現在）

○大きいところ：世帯数＝572世帯　班数＝41班

○小さいところ：世帯数＝　7世帯　班数＝　1班

○役員のルール・任期制の導入

自治会では、役員の高齢化や後継者不足が課題となりつつあることから、**役員の負担を軽減するとともに、多くの住民の皆さんに活動に関わってもらうために、役員就任のルールづくりや任期制の導入を提案します。**

○部会制の導入

自治会と『地域コミュニティ協議会』との活動の連携を期するために、現在の自治会での活動状況をもとにした部会制を提案します。

そして、自治会における活動部会のメンバーが『地域コミュニティ協議会』と同様、あるいは類似部会を構成することとします。部会は、「総務部会」を基本として地域の実情に応じた部会が基本部会として想定されます。

このことは、地域での活動に、自治会と『地域コミュニティ協議会』とが重なり、担当する者の意識の向上が図れるものであり、担い手づくりにもつながるものです。



【「全員で自らの地域活動を支える（お互いさまの精神）」考え方として】

- ◆現役世代も含め、全世帯が1年間班長を経験してもらいます。
※高齢世帯や障がい者の方については、免除などの負担軽減措置が必要です。
- ◆自治会の班長は、班全員が知っています。
- ◆班長は、いずれかの部に所属するなどを励行していくことが大切であると思われます。

② 活気づくり・絆づくり

地域住民が楽しく気軽に参加し、お互いを知り合う場・機会を創出するため、広報誌「広報じょうそう」や市ホームページを通じて楽しい「しかけづくり」を提案します。

また、自治会だけでは実施が難しい**中規模の活動や防災活動を近隣の自治会との連携・協力して実施する方策**なども紹介します。

さらに、東日本大震災、関東・東北豪雨災害の教訓を生かすとともに、**地域の絆づくりを推進するため、自主防災組織の推進**を図ります。

③ パートナーとしての行政支援

○財政支援

現在、本市が自治会に対して交付している既存の各種補助金の内容・制度などを定期的に精査し、現状に沿った形で継続して交付します。

○加入促進対策

近年の自治会加入率の低下状況を改善するため、「広報じょうそう」をはじめ、市ホームページなどの**情報発信ツール**を通じて自治会活動の意義と大切さについて宣伝して、**市民理解の促進に努めるとともに、自治会加入を呼びかけます。**

また、市民課や暮らしの窓口課で転入・転居の届け出を行う市民の皆さんに対して、自治会加入を勧めるチラシを引き続き配布し、直接的に加入を働きかけるとともに、**企業や各種機関及び不動産業者の方々へも加入促進の協力を求めます。**

とりわけ市職員にも自治会活動の大切さについて理解を深めてもらい、自治会加入を促進するとともに、自治会活動への積極的な参加・参画を呼びかけます。

○活動支援

ア. 情報発信

自治会活動のより円滑な運営に資するため、「自治会の手引き」を作成し、市ホームページに掲載して自治会の活動に提供するほか、活動事例集の発行やホームページでの紹介に努めます。



イ. 意識啓発

自治会活動の担い手不足解消と新たな人材の発掘を図るため、自治会の皆さんを対象とした講演会や研修会などを随時開催します。

推進
3つ目



(3) 『地域コミュニティ協議会』と自治会の連携

① 組織的な関わり

『地域コミュニティ協議会』は、自治会をはじめとした各種団体から組織されることとなりますが、自治会は、その中心的な存在として期待されることから、『地域コミュニティ協議会』と自治会は強い連携関係を構築する必要があります。

加えて各自治会の会長は、『地域コミュニティ協議会』の総務部会に所属するほか、必要に応じてその他の部会にも分担して参画し、『地域コミュニティ協議会』の事業を総合的に推進することが望ましいと考えます。

連携関係の構築（例）

常総さんの所属

【A 自治会：子育て部＝地域コミュニティ協議会：子育て部】

鬼怒さんの所属

【B 自治会：保健・福祉部＝地域コミュニティ協議会：保健・福祉部】

② 『地域コミュニティ協議会』と自治会の役割分担

現在、自治会では様々な活動を実施していますが、自治会の取り組みを把握し、『地域コミュニティ協議会』と自治会のどちらで実施すべき事業であるか整理し、より広域で取り組む事業については、『地域コミュニティ協議会』で実施する方向で調整することが望ましいと考えます。

このように両団体の活動を整理し役割分担を明確化することで、自治会の負担軽減が図られるとともに、効率的な運営と活動の活性化が図られます。

③ パートナーとしての行政支援

『地域コミュニティ協議会』と自治会との良好な連携関係を構築するため、運用マニュアルを作成・配布するほか、必要に応じて提案・助言を行います。

④ 自治会の活動強化に向けた支援策

このように『地域コミュニティ協議会』と自治会が連携することで、様々な相乗効果が期待できます。



○期待できる効果

ア. 地域住民の参加・参画の促進

『地域コミュニティ協議会』に多くの自治会関係者が参画することで、同関係者間で協議会活動に関する情報共有が進展し、協議会活動への**地域住民の参加・参画が促進される効果**が期待されます。

イ. 自治会活動の充実と活性化

『地域コミュニティ協議会』の各部会に各自治会の担当者が集合することで様々な意見交換が進展し、**各自治会の活動の充実と活性化**につながっていくことが期待されるところです。

ウ. 各自治会の課題・問題への支援

各自治会長からなる『地域コミュニティ協議会』の総務部会は、**様々な課題・問題を抱える各自治会の支援機能**も期待できます。悩みを抱える自治会を最も身近な立場から支えようというもので、内容によっては総務部会と行政が協働で取り組みます。

『地域コミュニティ協議会』と自治会の違い

地域コミュニティ協議会

区域：地区公民館、文化センター区域
(予定：15 地域)

規模：中～大規模

構成：自治会を含む各種団体の集合体

内容：自治会単独や既存の各種団体では対応が難しくなっている課題などについて、**様々な分野で活躍する地域内の各自治会や各種団体**が集まり、地域の情報を共有し、課題について話し合い、解決に向け活動する新たな住民組織です。

自治会

区域：自治区
(現在：217 地区)

規模：小規模

構成：1 自治会

内容：その**自治区に住む人たちが**清掃，防犯，及び福祉などの様々な地域課題の解決に取り組んだり，祭り・レクリエーションを通して親睦を図り，生活環境の向上に努めている自主的な団体です。





推進
4つ目



(4) 『地域コミュニティ協議会』と各種団体の連携

① 組織的な関わり

『地域コミュニティ協議会』は、自治会をはじめとした各種団体から組織されることとなりますが、専門性、先駆性、自律性を有する社会福祉協議会をはじめとする各種団体が連携・協働していくことで、より効果的、効率的に課題解決につなげることができ、地域住民の満足度の向上につながります。

連携関係の構築（例）

社会福祉協議会＝地域コミュニティ協議会：保健・福祉部】

子ども会育成会＝地域コミュニティ協議会：子育て部】

② 『地域コミュニティ協議会』と各種団体の役割分担

各種団体の取り組み・目的を把握し、『地域コミュニティ協議会』と各種団体のどちらで実施すべき事業であるか整理し、市民全体につながる事業については、『地域コミュニティ協議会』で実施する方向で調整することが望ましいと考えます。

このように両団体の活動を整理し役割分担を明確化することで、各種団体の負担軽減が図られるとともに、効率的な運営とより専門性に特化した活動の活性化が図られます。

③ パートナーとしての行政支援

地域の課題を把握し、地域の課題解決に必要な各種団体の情報提供を行い、より効果的な活動の展開を支援します。

推進
5つ目



(5) 庁内体制の確立

『地域コミュニティ協議会』活性化のための、前記の「5項目の推進体系」を積極的に展開していくためには、それにふさわしい次の庁内体制の整備が不可欠です。

また、『地域コミュニティ協議会』の設立・運営については、市の施策の中でも重要かつ緊急的な施策であることを全職員が強く認識するとともに、重点施策の一環として取り組むものとします。

○関係部署との連携・効率化

行政窓口の一元化をはじめ、庁内体制の構築及び各担当部署との連携方策について検討し、方向性を導き出します。



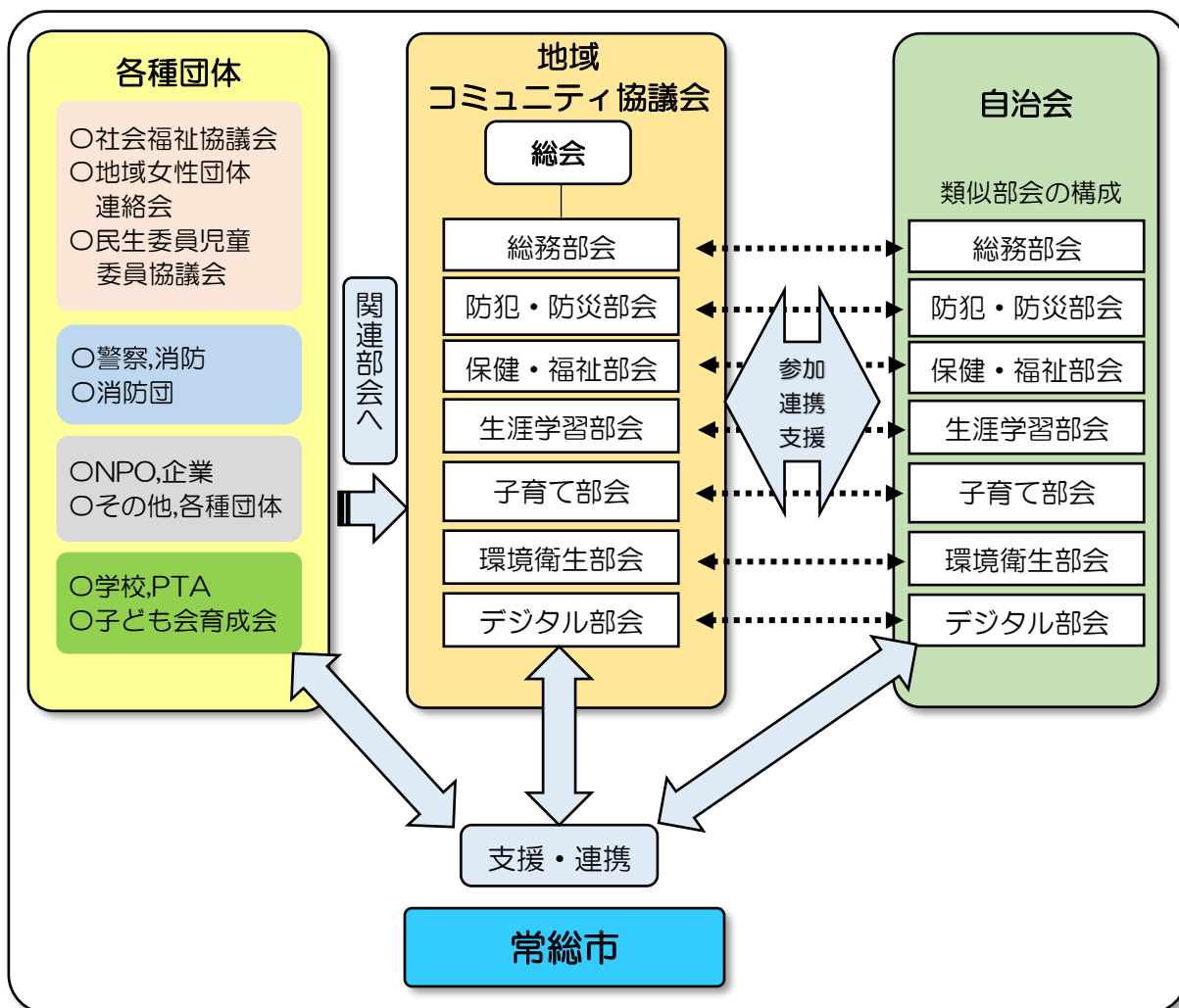
○職員の意識改革・育成

『地域コミュニティ協議会』に関し、パートナーとしての行政（市職員）の担い手づくりも重要であり、『地域コミュニティ協議会』設立の目的・必要性を職員自らが十分認識するため、研修会などを実施し、住民自治の推進，市民協働のまちづくりについて，職員の意識改革を図ります。

○補助金の統合

補助金の統合については，中長期的な課題として検討することとしますが，内容などの調査・研究を行い，全市域での実施時に迅速な対応ができるように備えます。

『地域コミュニティ協議会』・自治会・各種団体・行政の連携イメージ





6 まとめ 『地域コミュニティ協議会』設立～今後

(1) 『地域コミュニティ協議会』設立までの流れ

“地域コミュニティ組織”としての『地域コミュニティ協議会』の設立・運営にあたっては、地域の理解を得ながら『地域コミュニティ協議会』に対する考えを実践します。

しかし、この『地域コミュニティ協議会』の設立は、一朝一夕でなり得るものではなく、地域住民と行政が共に試行錯誤しながら進めていくものです。

※地域の状況が『地域コミュニティ協議会』と同等な組織体制が整っている地域、実行力のある『地域コミュニティ協議会』の設立・運営が厳しい地域に対して無理に推進するものではありません。

【設立までの取り組み】

地域の現状把握、『地域コミュニティ協議会』の仕組み・考え方についての話し合い

自治会をはじめ各種団体に地域の現状把握と、『地域コミュニティ協議会』の仕組み・考え方について話し合いの場を設け、地域の皆さんと行政で考えます。



地域の将来、地域の課題についての話し合い

どのような地域にしたいかといった思いや、地域が抱える課題・問題点の解決に向けての方策について、地域の皆さんと行政が協働して考えていきます。



『地域コミュニティ協議会』設立・運営に向けての合意形成、設立準備

地域として『地域コミュニティ協議会』設立・運営が今後の地域のために必要であることの合意形成が図れた段階で、行政による支援体制のもと地域の皆さんに『地域コミュニティ協議会』の組織構成、設置部会、役員体制などを検討していただき、事務局の設置を目指します。



『地域コミュニティ協議会』設立・運営

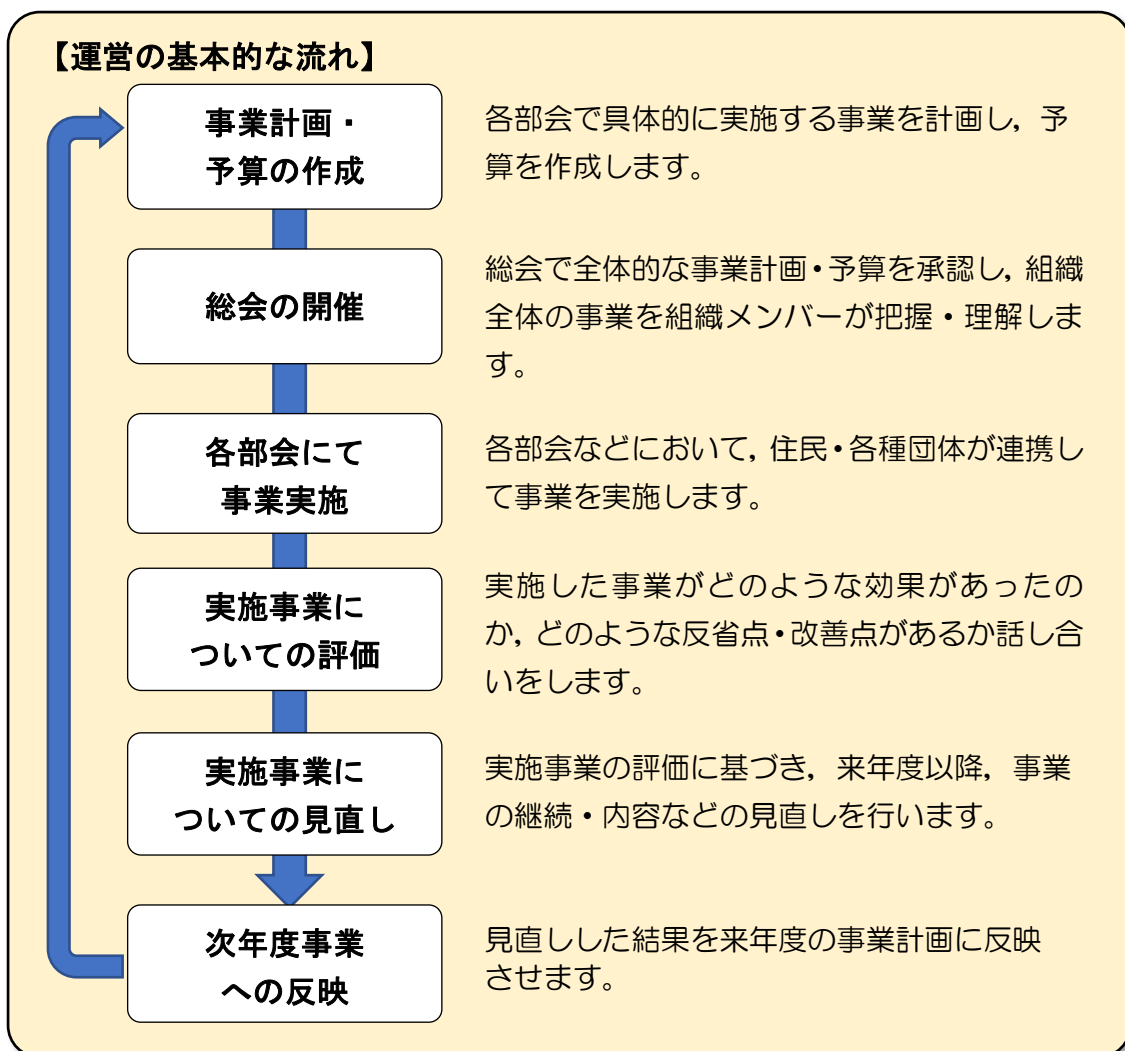
その後『地域コミュニティ協議会』を地域の組織として立ち上げ、本格実施につなげます。





(2) 『地域コミュニティ協議会』設立後の取り組み

『地域コミュニティ協議会』設立後の具体的な運営の基本的な流れとしては、次のとおりです。地域の組織体制により、詳細な事業計画・事業実施の進め方は異なります。



(3) 総合的な事業の推進

前段の【5項目の推進体系】で述べたように【1. 『地域コミュニティ協議会』の設立】に並行して、【2. 自治会の活性化】、【3. 『地域コミュニティ協議会』と自治会の連携】、【4. 『地域コミュニティ協議会』と各種団体の連携】、【5. 庁内体制の確立】を図るための各種施策を鋭意展開していきます。

そのうえで、施策の内容は極めて広範囲・多岐にわたることから、体系的・効率的な推進を図るうえで実施計画の策定検討も視野に入れるとともに、推進体制を整えながら取り組みを行います。

資 料 編

1. 策定体制
2. 策定の経緯
3. 諮問書・答申書

1. 策定体制

市民活動団体、事業者、市民、学識経験者等からなる「常総市市民協働のまちづくり推進委員会」により、自治区長・民生委員への聞き取り及び市民アンケートから本市の直面する現状や課題を分析し、実際の地域の声を指針に反映するため、目指すべき地域コミュニティの在り方、進むべき方向性について検討しました。

常総市市民協働のまちづくり推進委員会 委員名簿

区分	選出団体等	氏名
事業者	常総市工業懇話会	岩見 昌光
事業者	外国人労働者	松下 泉
事業者	商工会（サービス業部会）	寺田 浩易
事業者	農業	中山 嘉一
事業者	商工会（商業部会）	中島 義昭
学識経験者	・常総市防災士連絡協議会 ・石下中学校評議員	土河 隆
市民活動団体	常総市社会福祉協議会	瀬高 欣一
市民活動団体	女性団体じょうそう事業委員会	原田 好子
市民活動団体	自治区長連絡協議会	古矢 邦夫
市民活動団体	常総市子ども会育成連合会	中莖 武江
市民活動団体	常総市消防団	神達 雅人
市民活動団体	障がい者支援 NPO 法人	木村 愛子
公募市民	—	杉田 達也
公募市民	—	羽富 可奈
市職員	市民生活部長	横島 義則

常総市市民協働のまちづくり推進条例

平成21年3月25日

条例第1号

改正 平成25年3月21日条例第3号

私たち常総市民の心からの願いは、明るく住みよい、生き生きとした地域社会を築き、美しい自然に恵まれた、健康的な環境を次の世代へ引き継ぐことである。

しかし、社会経済情勢の変化に伴って人々の価値観や生活様式が大きく変化し、市民の行政に対するニーズも多様化、複雑化しつつある中において、少子・高齢化を始め、教育、福祉、環境、防災、財政などさまざまな行政運営の課題に直面しているとともに、地方分権の進展によって地方公共団体の自らの決定と責任の範囲が拡大し、特色あるまちづくりが求められている。

このような課題を解決し、よりよいまちづくりを推進していくためには、地域社会を構成する一人ひとりの市民、市民活動団体、事業者、そして行政が相互の理解と信頼に基づき、それぞれの特性を生かしながら、協働していくことが必要である。

私たちは、人と人とのつながりを大切にし、互いに支え合い、市民協働のまちづくりを推進することにより、将来にわたって市民が誇りの持てる個性豊かな地域社会の実現を目指して、ここに、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、市民協働のまちづくりの推進に関する基本理念を定め、市民、市民活動団体、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、互いに連携し、協力することで、一層の公益の増進を図り、もって魅力と活力ある地域社会の発展と新しい公共の創造に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民協働のまちづくり 市民、市民活動団体、事業者及び市がその自主的な行動のもとに、お互いに良きパートナーとして連携して協力し、それぞれが自らの経験、知識及び責任においてまちづくりに取り組むことをいう。

(2) 市民活動 市民，市民活動団体及び事業者が自発的かつ自律的に行う活動であって，営利を目的としない公益性のあるものをいう。ただし，次に掲げる活動を除く。

ア 宗教の教義を広め，儀式行事を行い，及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し，支持し，又はこれに反対することを主たる目的とする活動

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し，支持し，又はこれらに反対することを目的とする活動

(3) 市民 市内に在住し，在勤し，又は在学する者及び市民活動に参加する者をいう。

(4) 市民活動団体 市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。

(5) 事業者 営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。

（基本理念）

第3条 市民，市民活動団体，事業者及び市は，対等の立場でそれぞれの責務及び役割を理解し，市民協働のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 市民，市民活動団体，事業者及び市は，市民協働のまちづくりを推進するため，情報を積極的に公開し，共有するとともに，相互に参加及び参画を図らなければならない。

3 市は，市民活動の自主性及び自立性を尊重しなければならない。

4 市の市民活動団体に対する支援は，その公益性に基づき，公正に行われなければならない。

（市民の役割）

第4条 市民は，前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき，自らが暮らす地域社会に関心を持ち，自らできることを考え，行動するとともに，まちづくりに積極的に参加し，又は参画する意識を持つよう努めるものとする。

2 市民は，市民活動に関する理解を深め，その活動の発展及び促進に協力するよう

努めるものとする。

- 3 前2項に規定する市民の役割は、強制されるものではなく、個々の市民の自発性に基づいて行うものでなければならない。

（市民活動団体の役割）

第5条 市民活動団体は、基本理念に基づき、市民活動の社会的意義及び責任を自覚して活動するとともに、開かれた運営を通じて当該活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念に基づき、地域社会の一員として、市民協働のまちづくりに関する理解を深め、自発的にその推進に努めるものとする。

- 2 事業者は、市民活動団体がまちづくりに果たす役割の重要性を十分に理解し、自発的に支援するよう努めるものとする。

（市の役割）

第7条 市は、基本理念に基づき、市民、市民活動団体及び事業者の参加又は参画を得て、市民協働のまちづくりを推進するための施策を実施するよう努めるものとする。

- 2 市は、市民協働のまちづくりが活発に行われるための環境の整備等を図るよう努めるものとする。

- 3 市は、市民協働のまちづくりに資する情報を積極的に公表し、市民に対する説明責任を果たすものとする。

（施策の実施）

第8条 前条第1項の規定により市が実施する施策は、次のとおりとする。

- (1) 意見公募（市の施策の策定過程において、当該施策の案を公表し、これに対する市民の意見を考慮して当該施策の意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する手続をいう。）
- (2) 市民提案（市民が具体的な政策等を提案し、その提案に対する市の考え方を公表するとともに、提案をした市民に回答する手続をいう。）
- (3) ワークショップ（政策等について、市と市民が対等な立場で行う議論又は作業を通じて意見を集約するための会合をいう。）

- (4) 公聴会等（政策等について、市が広く市民の意見を聴取するための会合をいう。）
- (5) 附属機関等の委員の公募（市の附属機関又はこれに準じる機関等において、市民が参加し、意見等を述べる機会を確保するため、当該附属機関等の委員について市民から公募することをいう。）
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が適当と認める施策（財政的支援）

第9条 市長は、市民活動団体が行う市民活動を促進するため、公益上必要があり、かつ、当該市民活動団体の自立性を損なわないと認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付等財政的な支援をすることができる。

（市民活動団体の登録）

第10条 市民活動団体は、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする団体は、市規則で定める書類を添付した申請書により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請をした団体が市民活動団体の要件に適合すると認めるときは、これを登録し、その旨を公表するものとする。

（市が行う業務への参入の機会の提供）

第11条 市は、市民活動団体に対しその活動を促進するため、当該市民活動団体の専門性、地域性等の特性を活用することができる分野において、委託その他の方法により市が行う業務への参入の機会を提供するよう努めるものとする。

2 前項の規定による市が行う業務への参入の機会の提供を受けようとする市民活動団体は、前条第2項の申請書にその旨を記載しなければならない。

（市民協働のまちづくり推進委員会）

第12条 市民協働のまちづくりを推進するため、市長の附属機関として、常総市市民協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市民協働のまちづくりの推進に関し、市長の諮問に応じて審議し、答申すること。
- (2) 市民協働のまちづくりに関し、必要に応じて市の施策等を調査し、市長に意見を述べること。

- 3 委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 公募による市民
 - (2) 市民活動団体の関係者
 - (3) 事業者
 - (4) 学識経験のある者
 - (5) 市職員
 - (6) その他市長が適当と認める者
- 5 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任することができる。ただし、3期を限度とする。
- 7 委員会は、特定の事項を審議し、又は調査するため必要があるときは、部会を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。
(委員会への諮問等)

第13条 市長は、市民協働のまちづくりに関する基本方針その他の重要事項を決定しようとする場合は、あらかじめ委員会に諮問しなければならない。ただし、当該重要事項を所掌する他の附属機関に諮問するときは、この限りでない。

- 2 市長は、市民、市民活動団体又は事業者から市民協働のまちづくりに関する意見、提案等の提出があった場合は、当該意見等の内容を委員会に報告し、又は諮問するとともに、速やかにこれを調査し、検討しなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による諮問、検討等の結果に基づき、必要に応じて市民協働のまちづくりに関する施策を見直す等適切な措置を講じなければならない。
(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第3号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2. 策定の経緯

検討経過

日時	内容
令和元・令和２年度	自治区長，民生委員・児童委員との情報交換
令和３年 ７月１６日	第１回常総市市民協働のまちづくり推進委員会 ・『常総市地域コミュニティ基本指針（案）』の策定についての諮問 ・『常総市地域コミュニティ基本指針（案）』の検討 ・市民アンケート（案）について
９月１０日 ～１０月 ８日	市民アンケート実施
１１月１６日	第２回常総市市民協働のまちづくり推進委員会 ・市民アンケート調査結果 ・『常総市地域コミュニティ基本指針（案）』の検討
令和４年 １月 ７日 ～２月 ５日	パブリックコメント実施
３月１８日	第３回常総市市民協働のまちづくり推進委員会 ・パブリックコメント実施結果 ・『常総市地域コミュニティ基本指針（案）』の検討
３月２８日	第４回常総市市民協働のまちづくり推進委員会 ・『常総市地域コミュニティ基本指針（案）』の策定についての答申

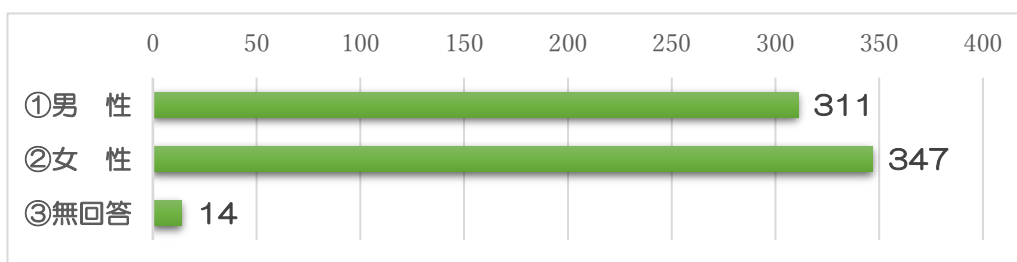
パブリックコメント結果

項目	内容
募集期間	令和４年 １月 ７日～令和４年 ２月 ５日（３０日間）
意見提出数	２人 １４件

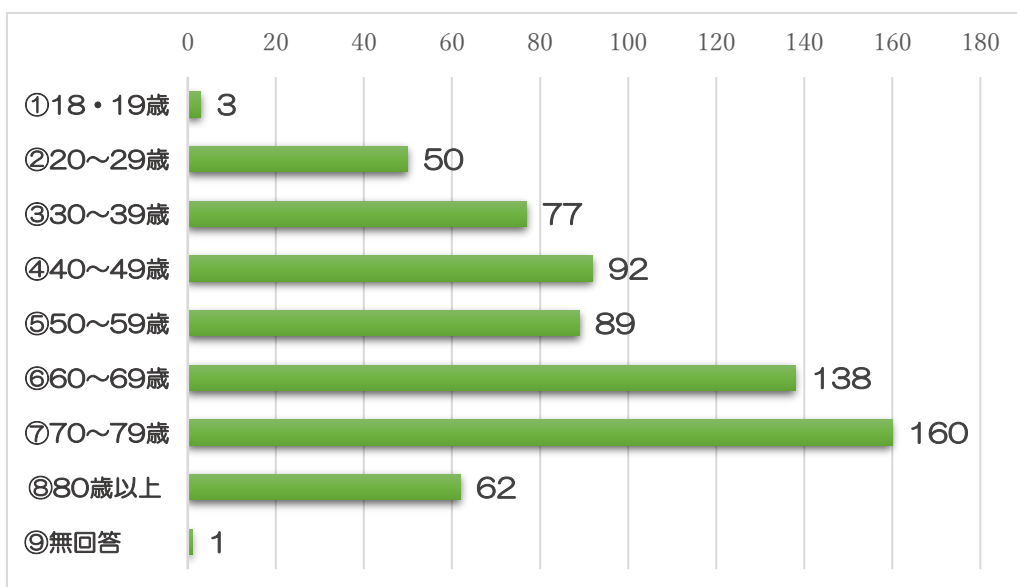
市民アンケート結果

調査目的	常総市における今後のまちづくりを検討する際の基礎的な資料を得るため、「市民アンケート」を実施した。
調査期間	令和3年9月10日～令和3年10月8日
調査方法	(1)調査対象者：18歳以上の市民 (2)抽出方法：無作為抽出 (3)配布及び改修：郵送法(郵送配布・郵送回収)
担当課	市民生活部 市民と共に考える課
回収結果	(1)発送数：2,000件 (2)回収数：672件 (3)回収率：33.6%

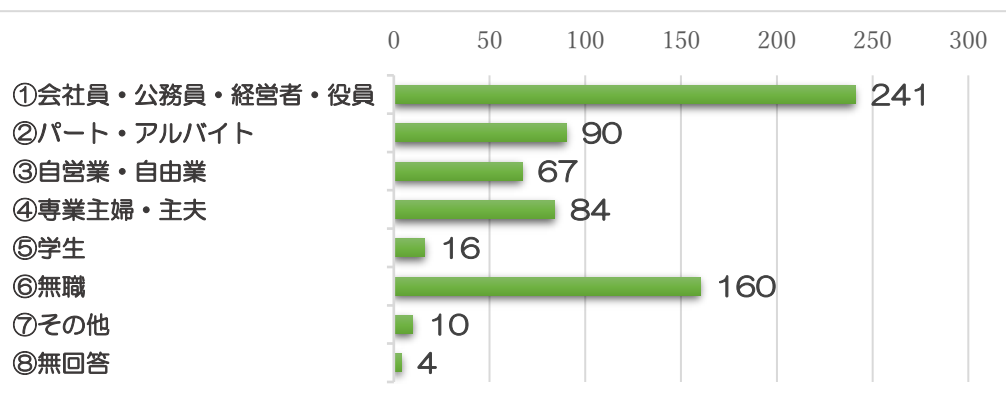
問1 あなたの性別を教えてください。



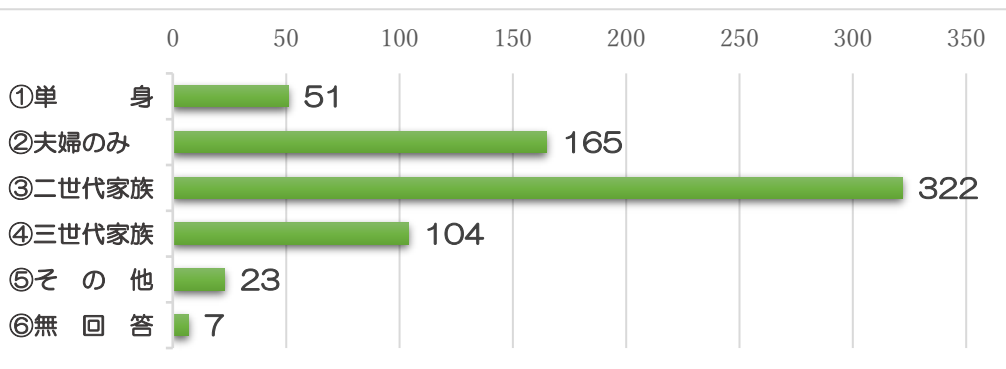
問2 あなたの年齢を教えてください。



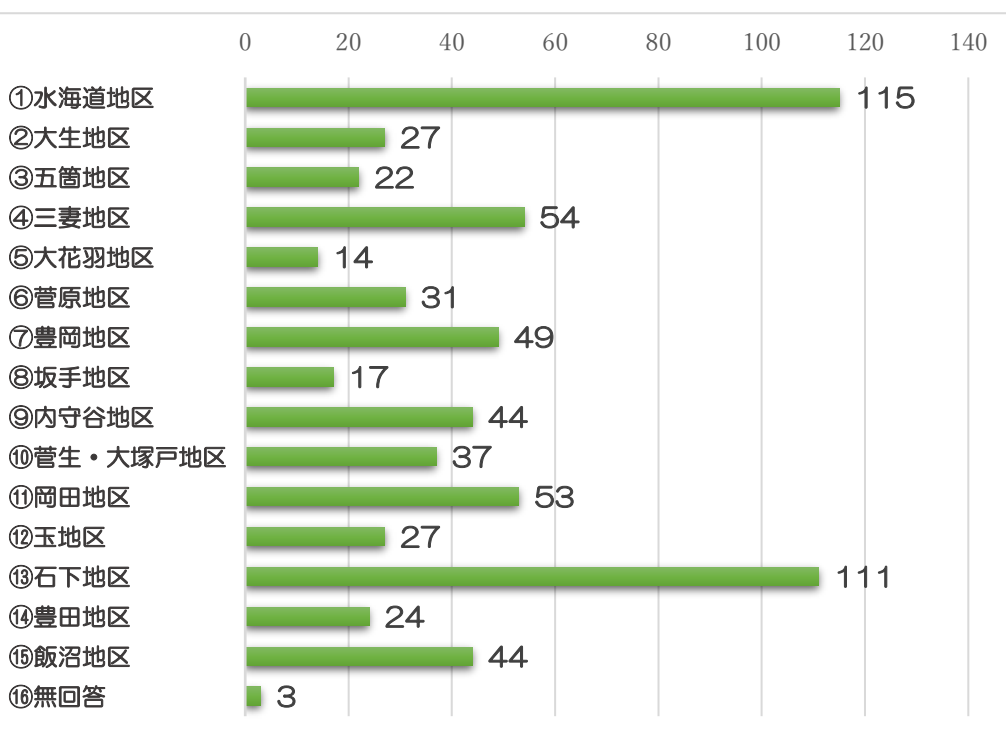
問3 現在のあなたのご職業は何ですか。（〇はひとつ）



問4 あなたの世帯状況を教えてください。

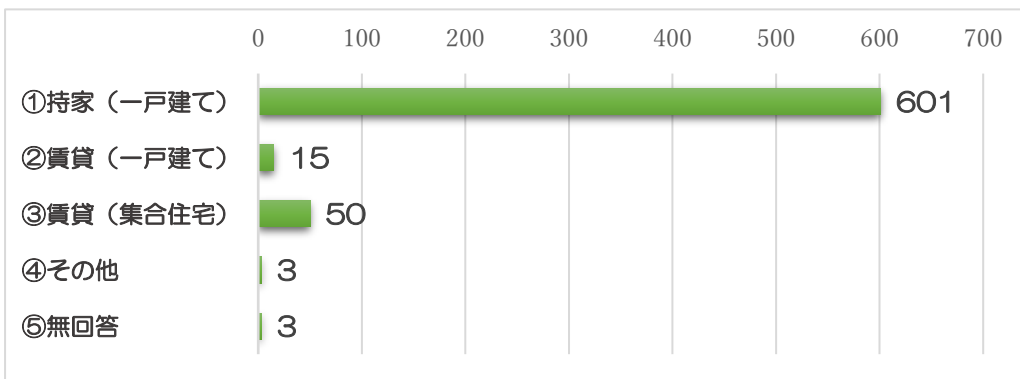


問5 あなたが住んでいる地区はどこですか。

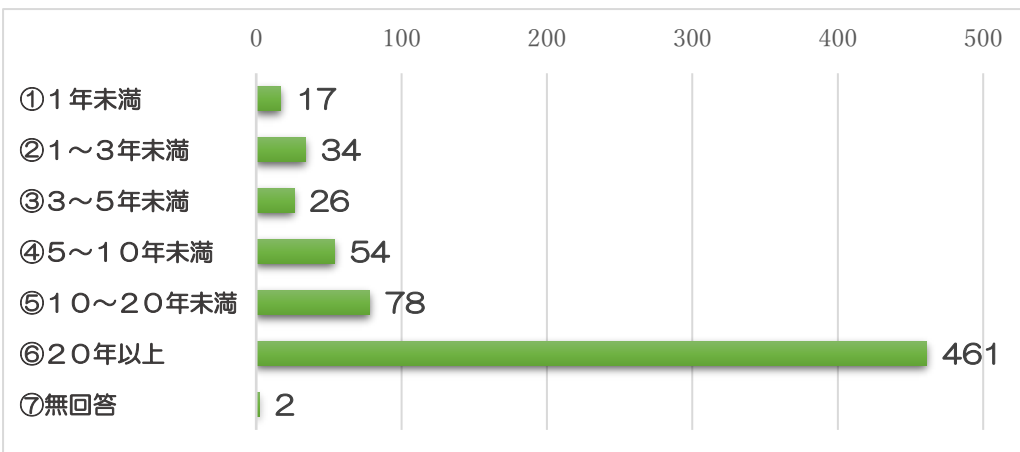


問6

あなたの居住形態について教えてください。

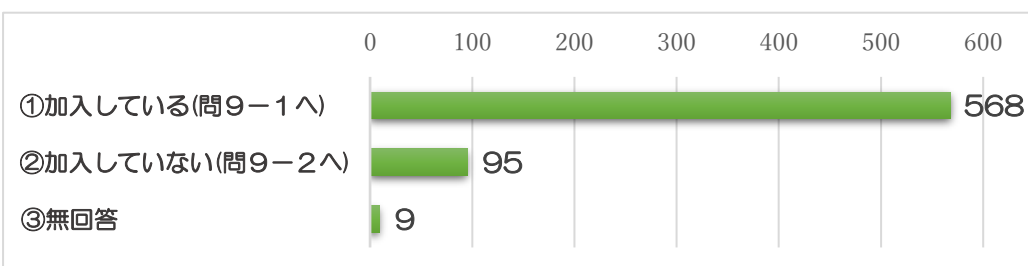
**問7**

今のところにお住まいになって、何年になりますか。

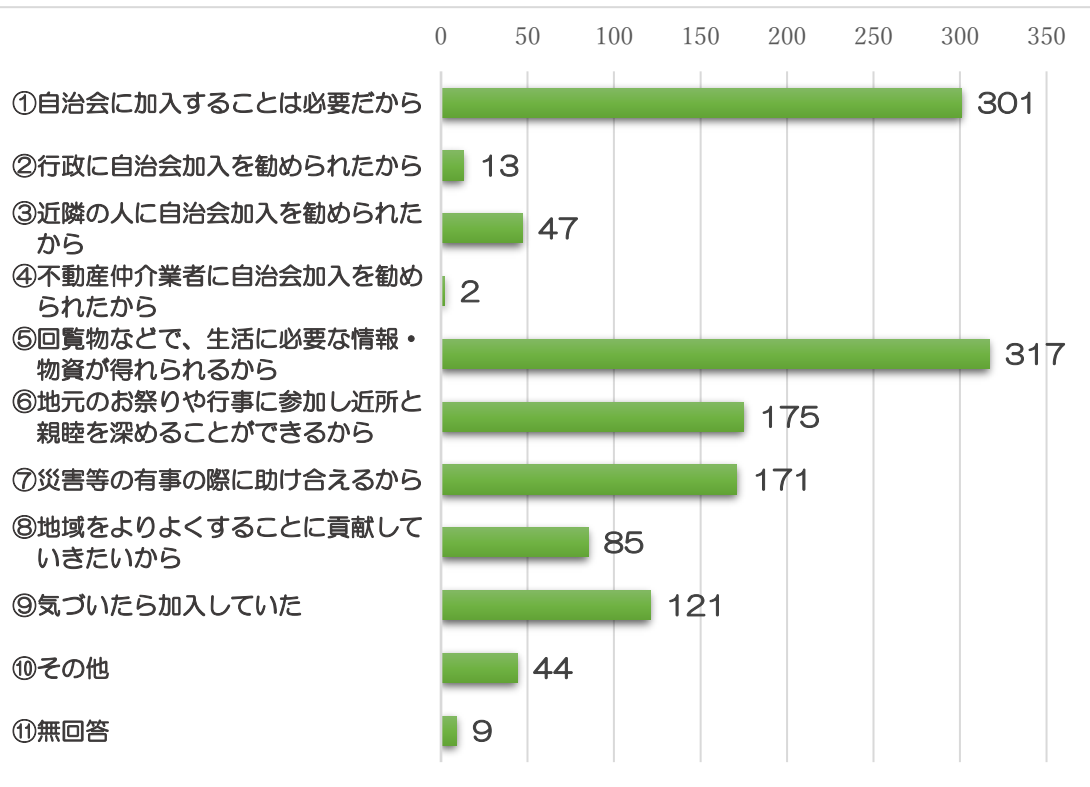
**問8**

あなたの世帯は、自治会に加入していますか。

※加入者⇒問9-1，未加入者⇒問9-2

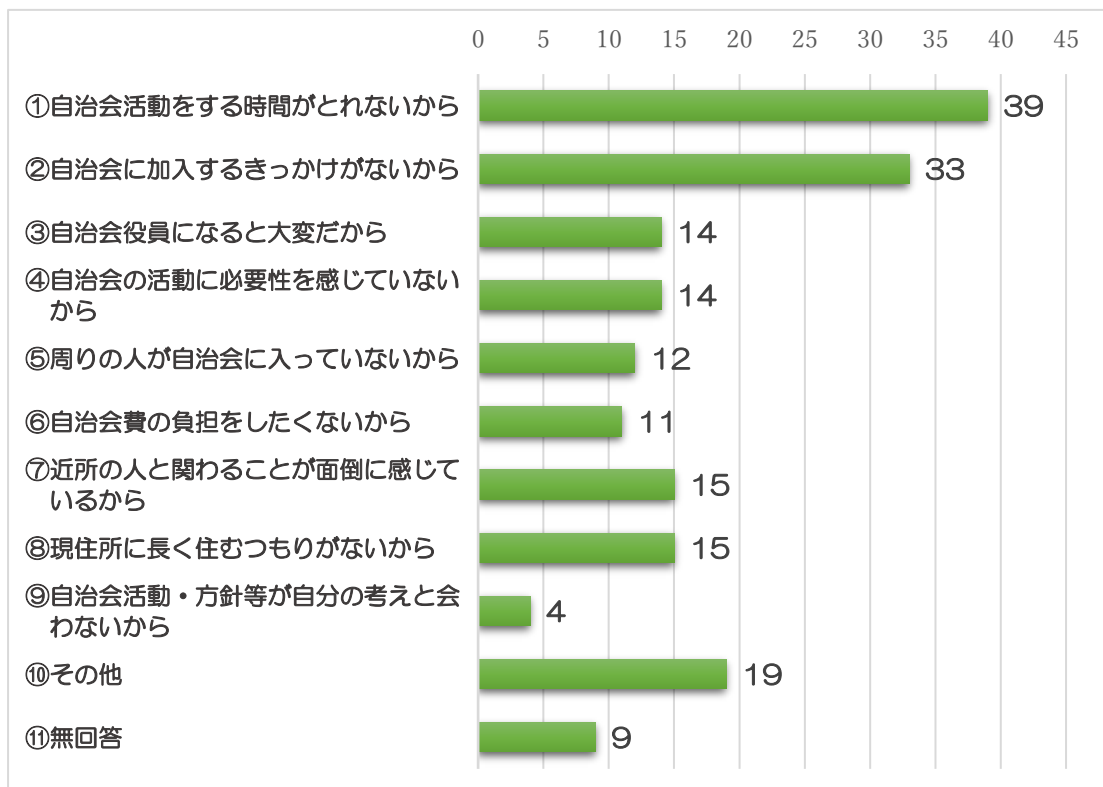


問9 - 1 あなたの世帯が自治会に加入している理由は？（〇は3つ以内）

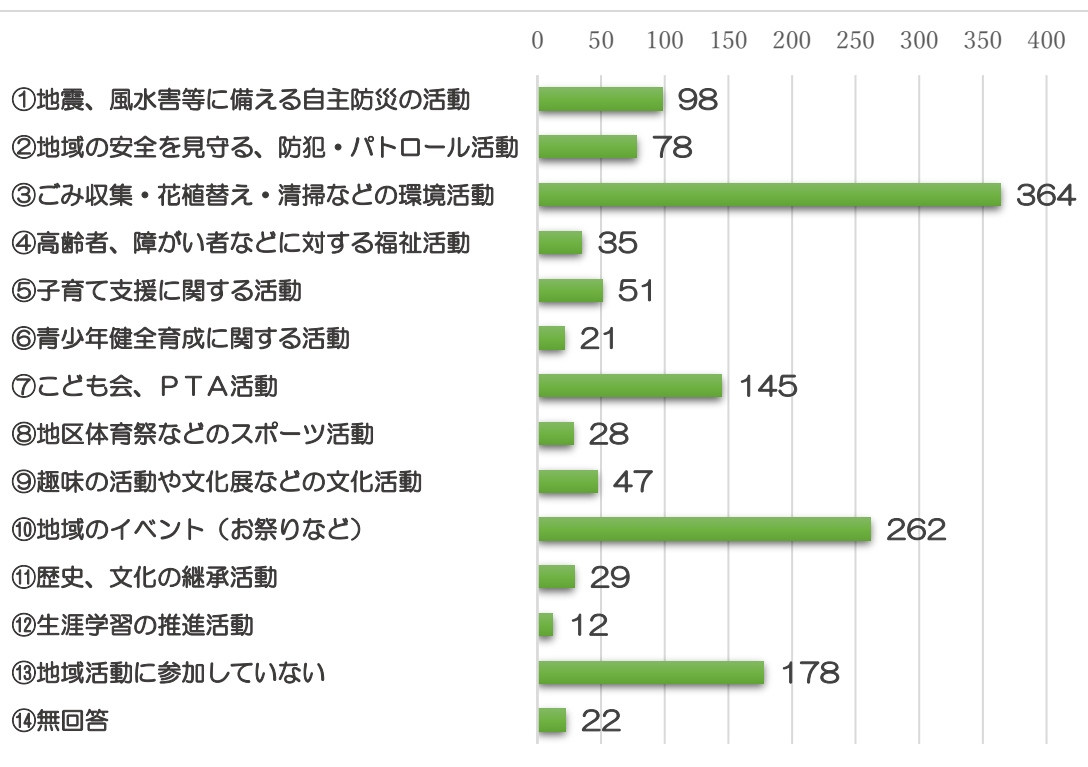


【⑩その他】・昔（代々）から加入しているから

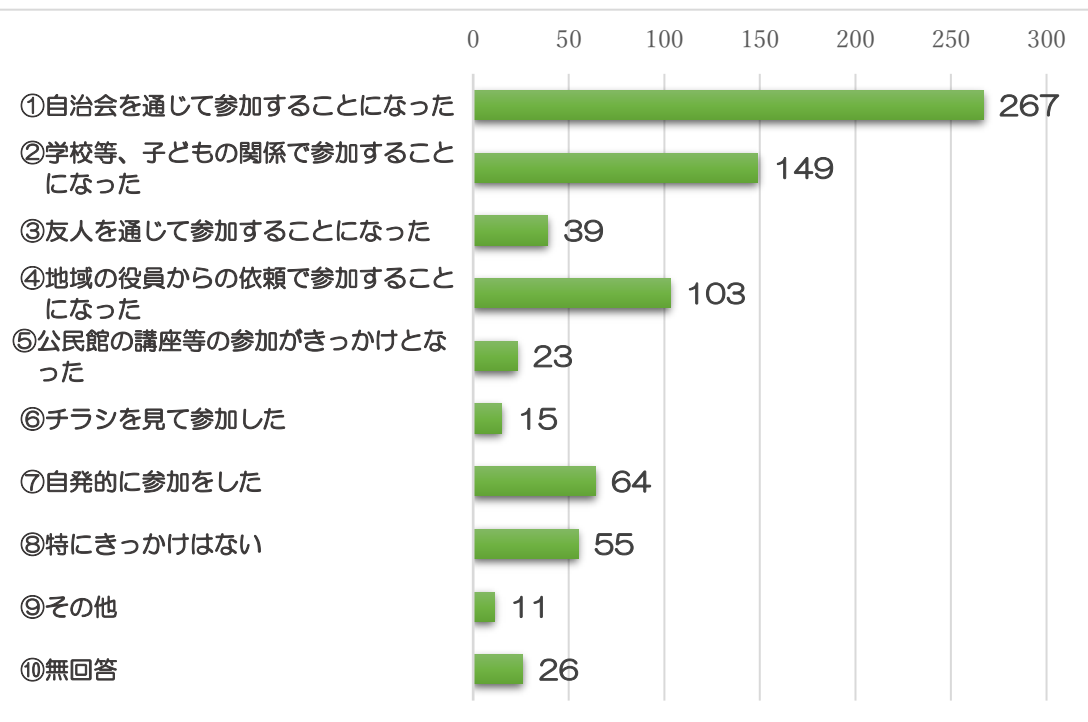
問9 - 2 あなたの世帯が自治会に加入していない理由は？（〇は3つ以内）



問 10 次にあげる地域活動に参加していますか。(〇は該当するもの全て)



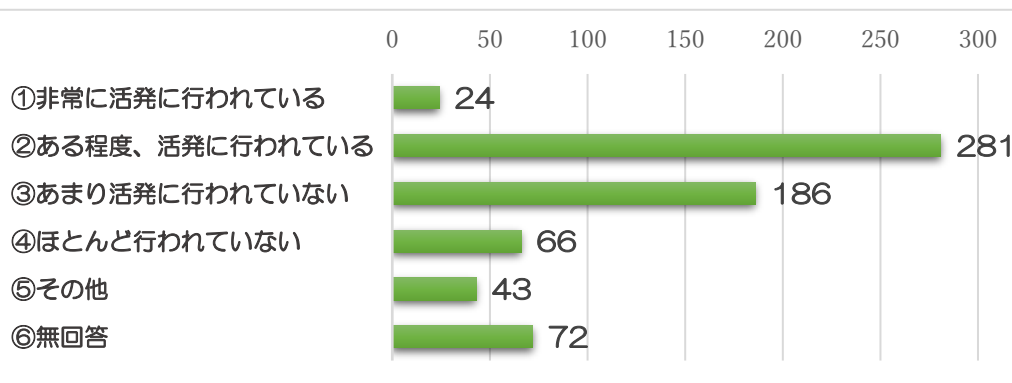
問 11 あなたが問 10 の地域活動に参加するようになったきっかけはどのようなことですか。(〇は3つ以内)



【⑨その他】・昔から参加していた

問12

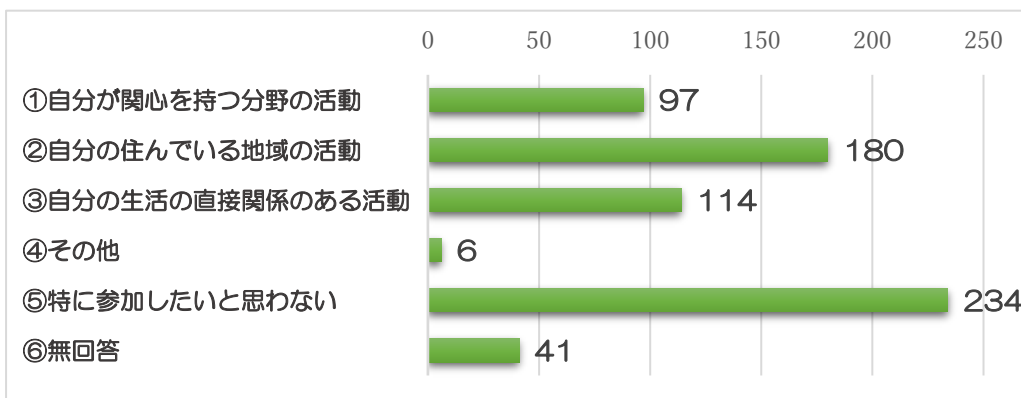
あなたが住んでいる地域で、問10で示した地域活動は活発であると思いますか。(〇は1つ)



【⑤その他】・活発かどうか分からない。

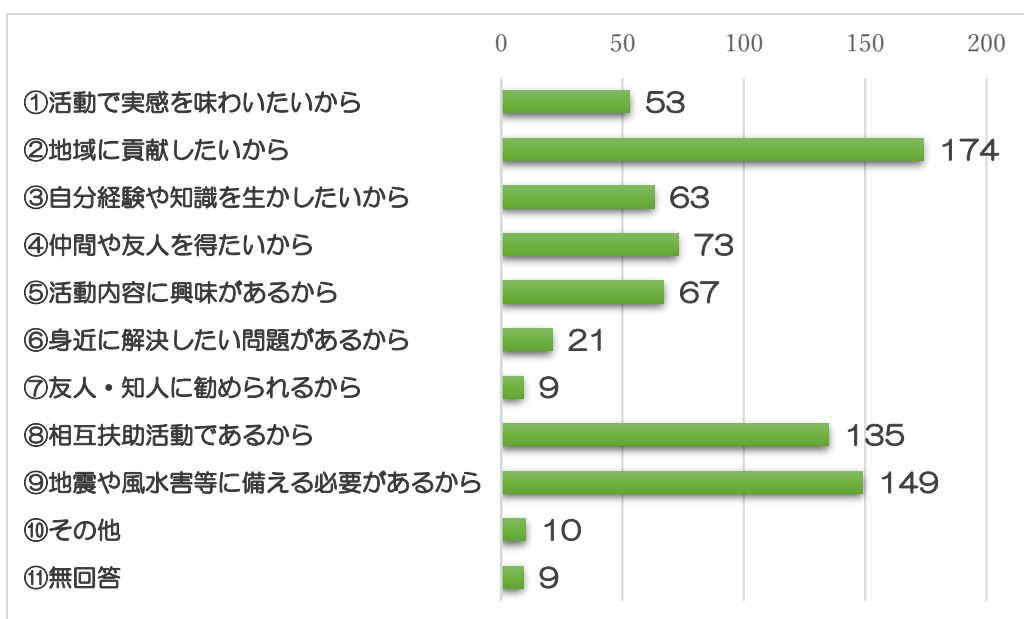
問13

あなたは、どのような地域活動に参加したいと思いますか。(〇はひとつ) ※①～④選択者⇒問14-1, ⑤選択者⇒問14-2



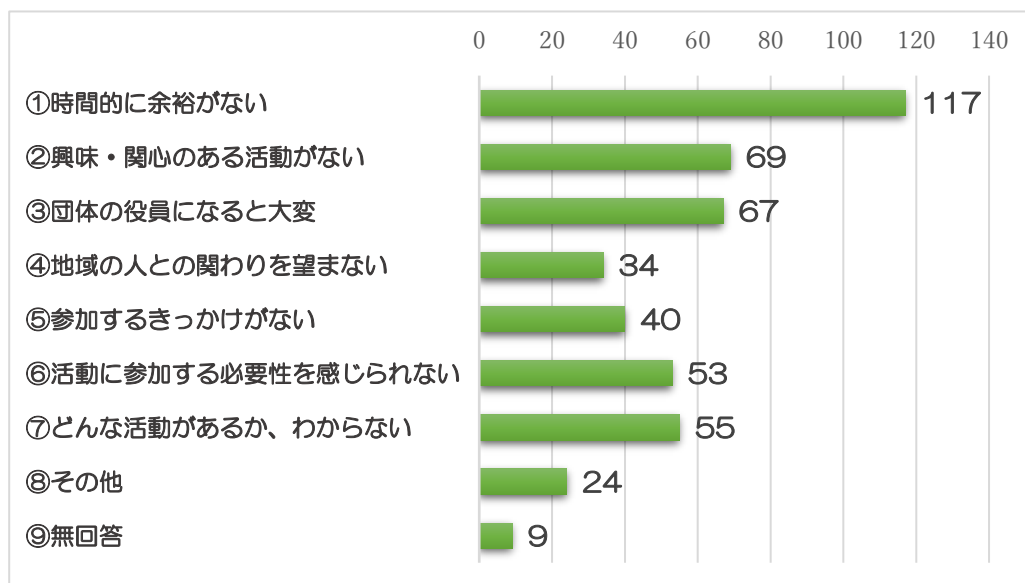
問14-1

あなたが地域の活動に参加したいと思う理由は何ですか。(〇は3つ以内)



問14-2

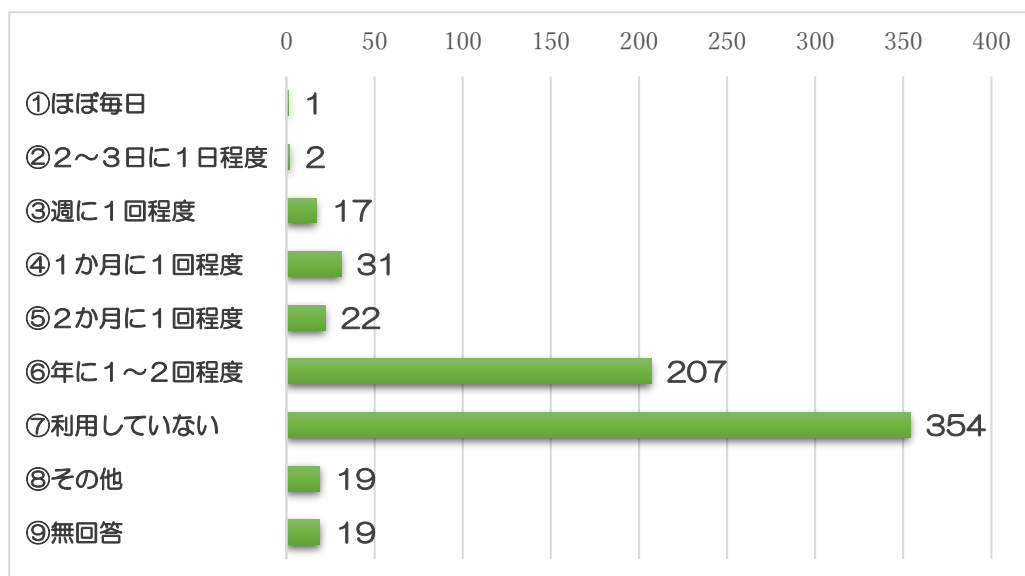
あなたが地域の活動に参加したいと思わない理由は何ですか。
(〇は3つ以内)



【⑧その他】・高齢のため ・身体上の問題

問15

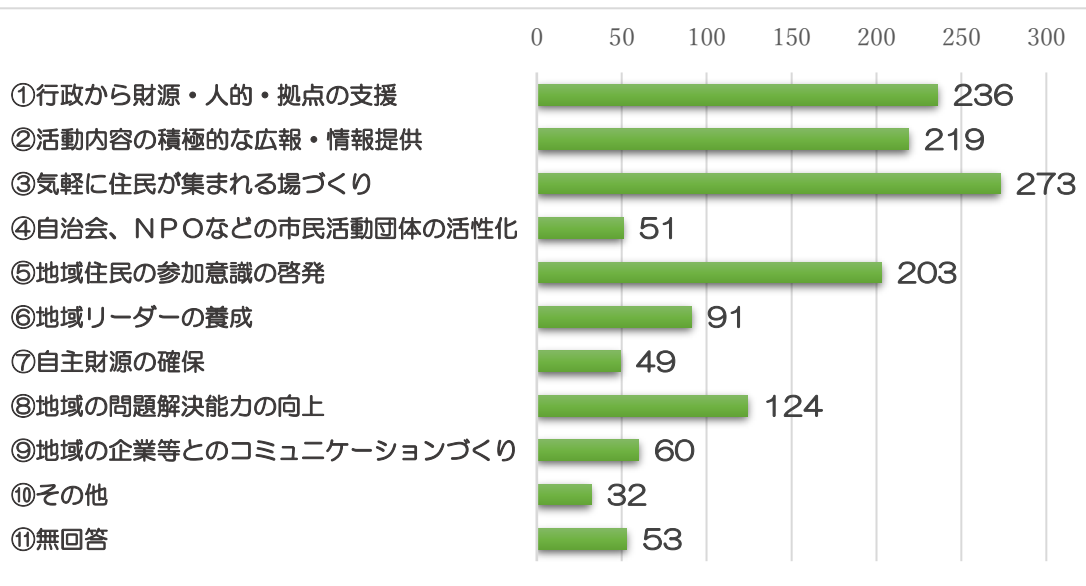
常総市では地域活動の拠点として、各地区に公民館、文化センター、集会所等を設置しています。過去1年間で、あなたはこれらの施設をどの程度利用しましたか。(〇は1つ)



【⑧その他】・コロナ禍のため利用していない

問16

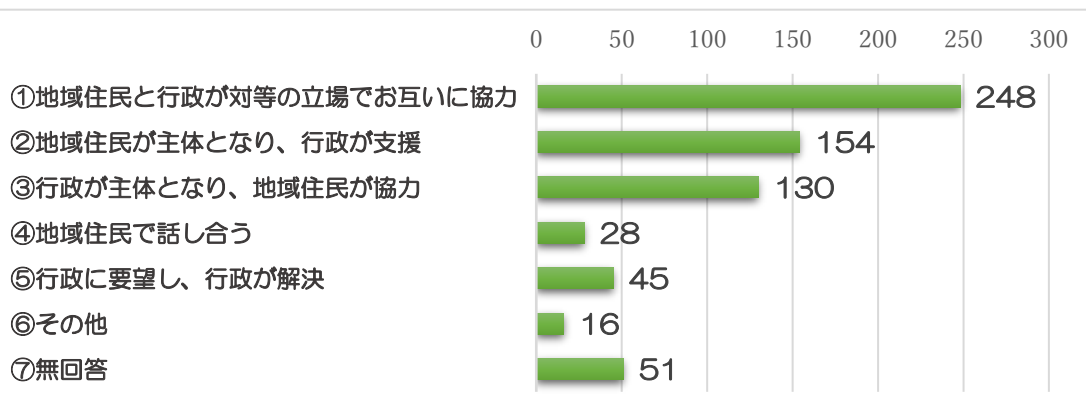
あなたの地域の活動が、さらに活性化するためにどんなことが必要だと思いますか。(〇は3つ以内)



【⑩その他】・若い世代、子育て世代が住みやすい環境

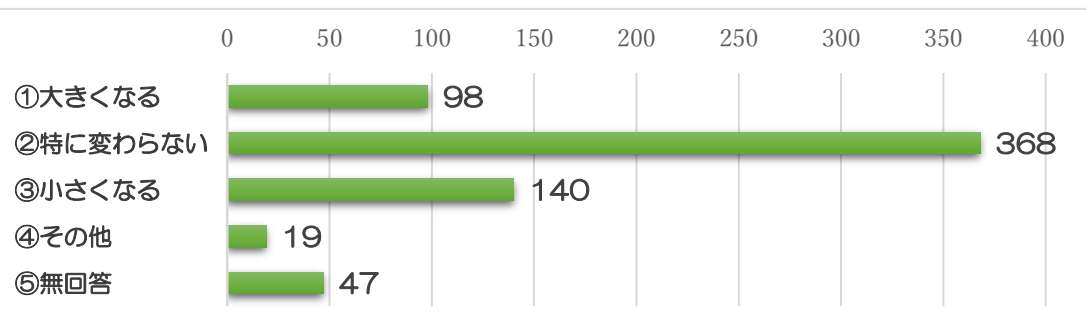
問17

地域が抱える様々な問題を解決するため、地域住民と行政はどんな関係を保つことが望ましいと思われますか。(〇は1つ)



問18

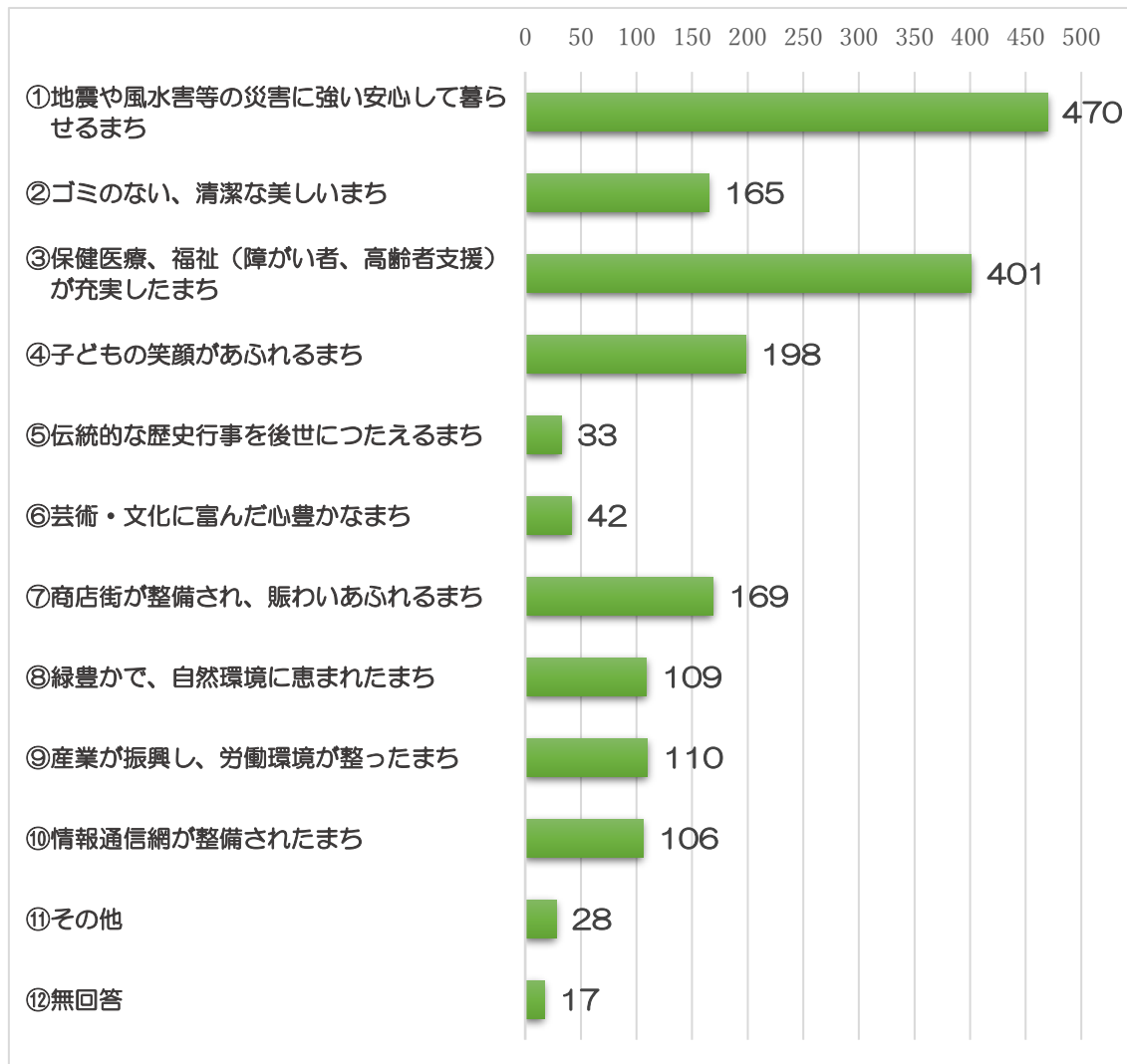
これからの自治会や各地域団体などの果たす役割についてはどう思いますか。



【④その他】・今後どうなるか分からない ・なくなる

問19

あなたは将来、自分の住むまちがどのようなまちになってほしいと思いますか。(〇は3つ以内)



【⑪その他】・市民と行政とが一体となったまち

・地域住民の連携がとれたまち

・眠らないまち、楽しいまち

・治安が良く、安心安全に暮らせるまち

・定住促進が進むまち

3. 諮問書・答申書

令和3年7月16日

常総市市民協働のまちづくり推進委員会 様

常総市長 神達岳志

常総市地域コミュニティ基本指針（案）の策定について（諮問）

常総市市民協働のまちづくり推進条例第13条の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

1 諮問する事項

常総市地域コミュニティ基本指針（案）の策定について

2 諮問の理由

現在、少子高齢化・核家族化など社会情勢の変化や人々の価値観・生活様式の多様化に伴い、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市においても、世帯構成の変化や地域活動への参加率の低下などにもない、地域における連帯感が希薄化している傾向にある中、地域では防災、福祉、環境、子育てなどの様々な場面で課題が生まれております。また、人々の暮らしにおける分野での問題は複雑化、多様化しており、行政サービスや施策のみでこれら地域の課題すべてに対応することは困難です。真に豊かで持続可能な地域社会をめざすためには、地域住民が一体となり、自らの協議や行動を活かし、行政とともに地域の課題解決に取り組む必要があります。

このような状況のもと、本市における今後の地域の基本的な考え方や施策の方向性を明らかにし、市民協働のまちづくりを推進するため、「地域コミュニティ基本指針（案）」の策定について諮問いたします。

令和4年3月28日

常総市長 神達 岳志 殿

常総市市民協働のまちづくり推進委員会
会 長 岩見 昌光

常総市地域コミュニティ基本指針（案）の策定について（答申）

令和3年7月16日付で諮問された，常総市地域コミュニティ基本指針（案）の策定については，常総市市民協働のまちづくり推進条例第12条第2項の規定に基づき審議しましたので，別添のとおり答申いたします。



